

岐阜羽島地域 循環型社会形成推進地域計画

令和4年12月7日 作成

令和5年11月27日 変更

令和6年11月14日 変更

岐阜市・羽島市・岐南町・笠松町

岐 阜 羽 島 衛 生 施 設 組 合

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 -----	1
(1) 対象地域 -----	1
(2) 計画期間 -----	1
(3) 基本的な方向-----	1
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況 -----	2
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容 -----	3
2 循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	4
(1) 一般廃棄物等の処理の現状-----	4
(2) 生活排水の処理の現状-----	5
(3) 一般廃棄物等の処理の目標-----	5
(4) 生活排水の処理の目標-----	7
3 施策の内容-----	9
(1) 発生抑制、再使用の推進-----	9
(2) 処理体制 -----	11
(3) 処理施設等の整備-----	15
(4) 施設整備に関する計画支援事業-----	16
(5) その他の施策-----	17
4 計画のフォローアップと事後評価 -----	19
(1) 計画のフォローアップ-----	19
(2) 事後評価及び計画の見直し-----	19
様式1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1 -----	20
1 地域の概要-----	20
2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標 -----	20
3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定 -----	21～22
4 生活排水処理の現状と目標 -----	23
5 净化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定 -----	23
様式2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2 -----	24
参考資料様式1 施設概要（マテリアルリサイクル施設系） -----	25
参考資料様式2 施設概要（エネルギー回収施設系） -----	26～27
参考資料様式7 施設概要（浄化槽系）（岐阜市） -----	28
参考資料様式7 施設概要（浄化槽系）（羽島市） -----	29
参考資料様式8 計画支援概要 -----	30
別添1 主な指標のトレンドグラフ（一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標）--	31
別添2 主な指標のトレンドグラフ（生活排水処理の現状と目標）-----	40
別添3 岐阜羽島地域 一般廃棄物処理施設配置図 -----	43
別添4 浄化槽整備区域図（岐阜市） -----	44
別添5 浄化槽整備区域図（羽島市） -----	45
別添6 廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ（岐阜市）-----	46～48
別添7 廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ（羽島市）-----	49～50

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

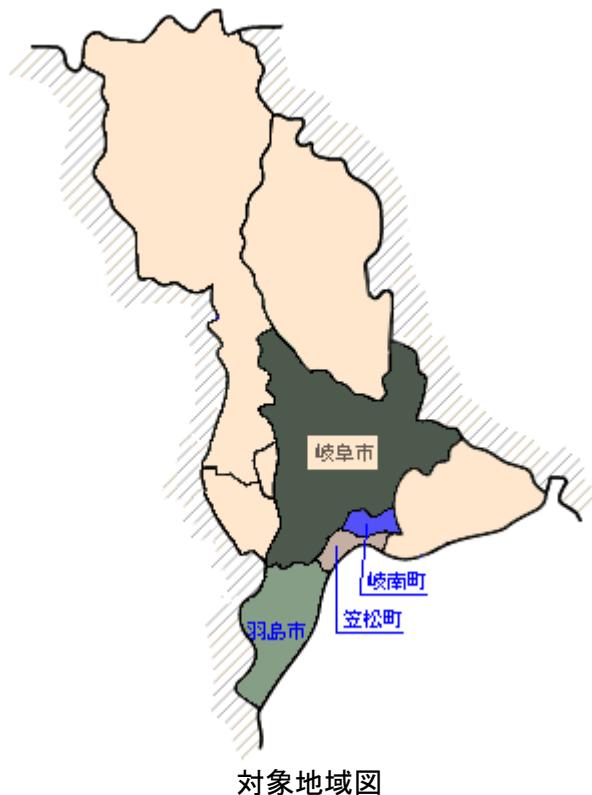
構成市町：岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町

面 積：275.47 km²（令和4年4月1日現在）

人 口：518,005人（令和4年4月1日現在）

【内訳】

市町名	岐阜市	羽島市	岐南町	笠松町
面積(km ²)	203.60	53.66	7.91	10.30
人口(人)	402,965	66,920	26,188	21,932



(2) 計画期間

本計画は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を計画期間とする。なお、社会経済情勢の変化や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度の改正、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備の時期等により、必要に応じて計画を見直す。

(3) 基本的な方向

岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町の2市2町では、それぞれが主体的にごみ減量・リサイクル等に取り組んでいるが、岐阜市域の南部の一部と他の構成市町の可燃ごみの中間処理及び最終処分（粗大ごみの処理等一部を除く）を、岐阜羽島衛生施設組合で処理を行うこととしており、表1に示すような区分となっている。

表1 岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町及び岐阜羽島衛生施設組合の取扱区分

区分 市町域	岐阜市域		羽島市域	岐南町域	笠松町域
	右記以外の 市域	南部 の一 部			
排出減量等の 啓発・指導	岐 阜 市		羽島市	岐南町	笠松町
収集・運搬					
中間処理					
最終処分			※ 岐阜羽島衛生施設組合		

※ 平成28年度からは、ごみ焼却施設の廃止に伴い、岐阜市は岐阜市のごみ焼却施設において処理を行い、他の構成市町はそれぞれが民間への処理委託を行っている。

ここ数年間の各市町のごみ排出量の推移は、住民のごみ減量に対する意識の向上もあり、全体として減少傾向を示している。今後もごみの減量化や資源化を進める必要がある。

このような情勢をふまえて各市町及び岐阜羽島衛生施設組合では、ごみの減量化・再資源化の効率的な推進及び適正処理を確保し、循環型社会の構築を目指すものとする。

ごみの減量化・再資源化に向けては、各市町が、分別収集の徹底、住民へのごみ減量意識の醸成、事業所への減量指導を展開していく。また、更なるごみ減量化に向け、施策の検討を進めていく。

岐阜市では、容器包装リサイクル法の対象となるプラスチック製容器包装の分別収集を令和4年4月から実施した。

処理施設については、岐阜羽島衛生施設組合では、令和9年4月稼働を目標に、発電及び余熱供給によるエネルギー回収の高度化を目指し施設整備を進めていく。最終処分場を所有する岐阜市、羽島市では、現在の最終処分場の延命化や必要に応じて新たな最終処分場を確保する等、適正処理を推進する。この他、岐阜市、羽島市では、下水道未整備地区の中小河川、水路の生活排水による水質汚濁の防止を図るため、合併処理浄化槽の整備を進める。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

岐阜県では、広域化・集約化を計画的に進め、循環型社会の実現を図るために、県内市町村の意見等を踏まえ、令和4年3月に「岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定し、岐阜羽島衛生施設組合及び組合を構成する2市2町は「岐阜・西濃ブロック」に位置づけられている。

2市2町では、この計画以前からごみの共同処理を行っていたが、平成28年3月末にごみ焼却施設の稼働を停止し、同年4月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条

の規定に基づき廃止届を提出した。

そのため、現在、岐阜市は、岐阜市内の他のごみ焼却施設で処理を行い、羽島市、岐南町、笠松町は、それぞれが県外の民間への処理委託を行っている。

しかし、2市2町において安定的なごみ処理を実現するため、次期ごみ処理施設の整備について検討を進めてきており、施設整備後は再び地域のごみ処理が集約される。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行された。

羽島市ではプラスチック製容器包装・その他プラスチック、岐南町及び笠松町では、プラスチック製容器包装の分別収集を実施している。岐阜市では令和4年4月から、プラスチック製容器包装の選別・圧縮梱包機器を備えた新リサイクルセンターが稼働し、プラスチック製容器包装の資源化を進めている。羽島市ではその他プラスチックの再商品化を行うための計画策定を進めている。

今後、各市町では、コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながらプラスチック資源の分別収集及び再商品化のための体制、実施方法や実施時期についての検討を進める。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

岐阜市では、過去5年の普通ごみ（可燃ごみ）の排出量が、減少傾向を示している。

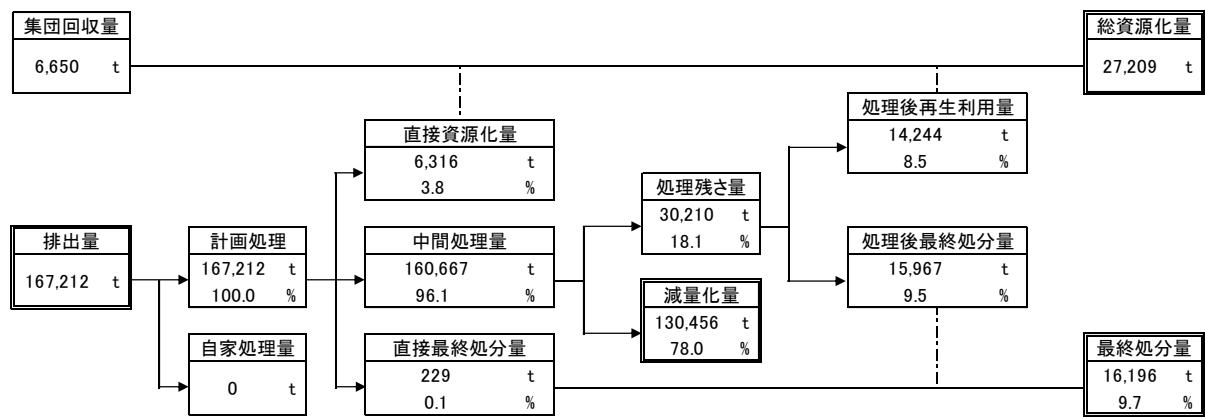
資源ごみについても減少傾向を示しており、総排出量も減少傾向を示している。

羽島市では、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみともに減少傾向を示しており、総排出量も減少傾向を示している。

岐南町では、可燃ごみが減少傾向を示しているが、資源ごみは増加傾向を示しており、総排出量は横ばいで推移している。

笠松町では、不燃ごみは増加傾向を示しているが、燃えるごみ、資源ごみは減少傾向を示しており、総排出量は減少傾向を示している。

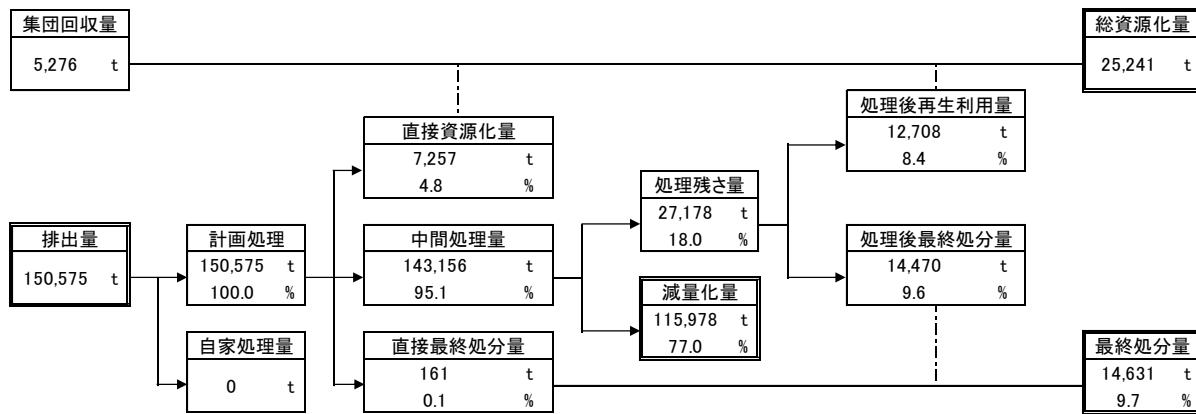
なお、令和3年度の2市2町の一般廃棄物の排出及び処理状況は図1のとおりである。



※ 端数処理のため、割合・合計が合わない場合がある。

※ 集団回収量には、岐阜市の家庭で生ごみ処理のためにコンポスト容器・ボカシ・生ごみ処理機等で処理された量、岐阜市での牛乳パック・食品トレイ・はがき等の店頭回収量が含まれる。

図1 令和3年度一般廃棄物の処理フロー



- ※ 端数処理のため、割合・合計が合わない場合がある。
- ※ 集団回収量には、岐阜市の家庭で生ごみ処理のためにコンポスト容器・ボカシ・生ごみ処理機等で処理された量、岐阜市での牛乳パック・食品トレイ・はがき等の店頭回収量が含まれる。

図3 目標達成時（令和10年度）の一般廃棄物の処理状況フロー

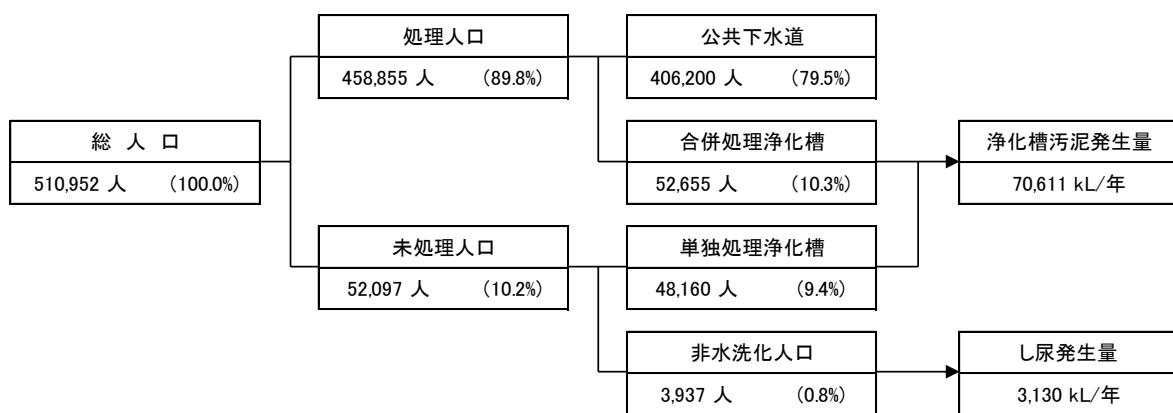
（4）生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表3に掲げる目標のとおり、公共下水道の整備等を進めていくものとする。

表3 生活排水処理に関する現状と目標

		令和3年度実績	令和10年度目標
処理形態別人口	公共下水道	394,615人 (76.2%)	406,200人 (79.5%)
	合併処理浄化槽	48,020人 (9.3%)	52,655人 (10.3%)
	未処理人口	75,370人 (14.6%)	52,097人 (10.2%)
	合 計	518,005人 (100.0%)	510,952人 (100.0%)
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	6,456 kL	3,130 kL
	浄化槽汚泥量	83,195 kL	70,611 kL
	合 計	89,651 kL	73,741 kL

- ※ 端数処理のため、割合・合計が合わない場合がある。



※ 端数処理のため、割合・合計が合わない場合がある。

図4 目標達成時（令和10年度）の生活排水の処理フロー

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア ごみ有料化の検討

(ア) 生活系一般廃棄物

現在、各市町の生活系ごみは、1市1町で有料化を実施している。

羽島市では、令和3年10月からごみ袋の価格に手数料を上乗せする方式の新たな指定袋の導入等により、生活系の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみについて有料化を実施している。

笠松町では、令和3年10月から指定ごみ袋制度、従量制度の導入により、生活系の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみのごみ処理について有料化を実施している。

岐南町では、可燃ごみの有料化の導入について検討中であり、ごみの減量化・資源化に効果的な料金設定等の検討を進めている。

岐阜市では、平成10年10月より生活系粗大ごみの有料化を実施している。ごみ有料化は「ごみ減量・資源化指針」中で、ごみの減量・資源化を図る作戦の一つとして位置付けており、令和7年度までにごみ焼却量を10万トン以下に減らすことを目標に掲げ、ごみ1／3減量大作戦市民運動に取り組んでいる。現時点では、一人当たりの生活系ごみ総排出量は年々減少しており、今後、発生抑制施策としての効果等を見極め、検討を進める。

(イ) 事業系一般廃棄物

各市町の事業系ごみは、1市2町で有料化を実施している。

羽島市では、平成30年度から事業系の可燃ごみの有料化を実施している。また、令和3年10月から有料化の対象を拡大し、事業系の不燃ごみ・粗大ごみについても有料化を実施している。

笠松町では、平成31年4月から事業系の可燃ごみの有料化を実施している。また、令和3年10月から有料化の対象を拡大し、事業系の不燃ごみ・粗大ごみについても有料化を実施している。

岐南町では、事業系の可燃ごみの有料化を令和元年度から実施している。

岐阜市では、平成10年10月より事業系の粗大ごみの有料化を実施している。事業系の普通ごみについても一層の減量・資源化を進めるため、ごみ焼却量の実績を踏まえて有料化の導入について検討していく。

イ 住民による発生抑制のための推進事業

(ア) 資源分別回収事業（集団回収）

岐阜市では、自治会等による紙類、古着、カン・フライパン類の回収事業を促進する。

笠松町では、資源集団回収奨励金制度を継続して実施する。

(イ) 雑がみの回収

岐阜市、羽島市、岐南町では、全域で雑がみの回収を継続して実施する。

(ウ) 処理施設での資源物の効率的な回収

各市町において分別収集したビン、カン、ペットボトル等の資源物は、中間処理施設等で資源化を進める。

(エ) 環境推進員、環境美化監視員制度の継続

岐阜市では、快適な生活環境を守り、ごみの減量・資源化を推進するため、市から委嘱した環境推進員を配置し、地域でのごみ問題に関する指導的役割や、資源収集・回収及び行政の施策への協力、また、行政に対する減量や資源化のアイデアの提供等、住民と行政のパイプ役として活動してもらうため、更に制度の充実を図る。

岐南町では、自治会ごとに1名委嘱している環境美化監視員制度を継続し、分別の指導や持ち去り行為の監視等を行う。

(オ) ごみ対策推進協議会等の開催

岐阜市では、ごみ減量対策に関する事項についての調査及び審議のため、ごみ減量対策推進協議会を開催する。

岐南町では、廃棄物減量等推進協議会、笠松町では、廃棄物減量等推進員会議を開催し、ごみ処理の状況報告やごみ処理の現状、分別基準の情報の共有を行う。

(カ) 環境美化活動者及び団体に対する表彰制度の継続

岐南町では、環境美化活動を行っている者及び団体に対する表彰制度を継続して実施する。

(キ) 生ごみ堆肥化の推進

岐阜市では、従来から実施しているダンボールコンポスト基材の購入補助等に併せ、令和4年度から開始した電気式生ごみ処理機購入補助を実施し、生活様式に合わせた生ごみ自家減量の普及促進を図る。

岐南町、笠松町では、生ごみ処理容器やダンボールコンポスト基材の購入補助等、ごみ減量化に関する助成金制度を継続する。

(ク) 不用品交換の情報発信

岐阜市では、市民相互が不用品の交換を行うのに必要な情報発信を行い、不用品の有効利用を図る。

(ケ) 広報・啓発活動、環境教育の推進

各市町では、ごみ出しルールの作成・配布、ビデオ、冊子やチラシの作成、ポスター募集、リサイクル講座の開催、施設見学、出前講座、情報交換会等幅広く広報・啓発活動や環境教育を実施し、ごみの減量、資源の再利用の必要性についての住民意識の醸成を図る。

(コ) 分別方法の情報提供

岐阜市では、「岐阜市ごみ出しのルール」の冊子配布、ホームページの掲載等による情報提供を継続して実施する。

羽島市では、「ごみの出し方ハンドブック」を全戸配布し、広報やホームページ

ジ等を通じ、ごみの分別方法等の情報提供を継続して実施する。

岐南町では、3年おきを目安に、「岐南町家庭ごみ分別早見表」を改訂し、全戸配布する。

笠松町では、「笠松町家庭ごみハンドブック」を全戸配布するとともに、広報やホームページ等を通じ、ごみの分別方法等の情報提供を継続して実施する。

(サ) 資源物ストックヤードの利用促進

岐阜市、羽島市、岐南町では、広報等での周知や、PRイベント開催等を通じ、資源物ストックヤードの利用を促進する。

笠松町では、令和3年度から公共施設における資源物の拠点回収を実施している。

ウ 事業者による発生抑制のための推進事業

(ア) 事業系ごみの自己処理及び資源回収システムの構築

各市町において事業系ごみの資源化を推進するため、事業者責任による資源の回収や民間リサイクルルートの構築、事業者・分別回収業者・再生事業者等の民間資源回収システムの構築等を、調査・研究するとともに、事業者に対し資源回収システムの整備を指導する。また、事業者の行う「自己評価」について、助言や指導を行う。

(イ) 食品容器等の店頭回収の推進

各市町では、小売業、流通業者等の事業者に対して、使い捨て製品の利用自粛を要請する。また、不用となった製品、容器等を回収し、資源化の方策を講ずるよう指導を行う。

(ウ) レジ袋の削減

岐阜市では、レジ袋削減のためにマイバッグ利用を推進し、ごみ減量・リサイクルに積極的に取り組む小売店とエコ・アクションパートナー協定を結び、容器包装廃棄物の減量を図る。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

各市町における分別区分及び処理方法については、表4のとおりである。

また、生活系ごみ処理に関する主な施策は以下のとおりである。

(ア) プラスチック等分別収集の資源化

岐阜市では、白色トレイ、色付トレイ、その他容器包装プラスチック（発泡スチロール、果物等のネット、薬の包装等）等の「プラスチック製容器包装」の分別収集を令和4年度から実施しており、同年度から稼働を開始した新リサイクルセンターにおいて選別・圧縮・梱包後、資源再生業者に引き渡し、資源化して

いる。

また、バケツ、タッパー、CD、CDケース、おもちゃ、ハンガーなどの「プラスチック製品」については、粗大ごみとして分別収集し、破碎して焼却している。

羽島市では、白色トレイ、発泡スチロール等「プラスチック製容器包装」及び製品プラスチック等「その他プラスチック」を集積所回収（月2回）している。また、資源物ストックヤードによる拠点回収（水～日曜日、12/31～1/5を除く）もしている。

「プラスチック製容器包装」については、委託業者が選別・圧縮・梱包後、資源再生業者に引き渡し、資源化している。「その他プラスチック」については、委託業者が破碎・選別後、委託業者に引き渡し中間処理・最終処分している。

岐南町では、「容器包装プラスチック」を集積所回収（月2回）及びエコ・ステーションによる拠点回収（随時）しており、委託業者が選別・圧縮・梱包後、指定法人に搬出し、資源化している。白色トレイ、発泡スチロールについても集積所回収（月1回）及び拠点回収（随時）を行い、民間業者が圧縮・成形後、資源化している。

なお、おもちゃ、ビデオテープ、カセットテープ等の「プラスチック製品」については、燃える大型ごみとして分別収集し、焼却している。

笠松町では、白色トレイ、発泡スチロールを含む「容器包装プラスチック」を集積所回収（月2回）及び資源ごみ回収所による拠点回収（随時）しており、委託業者が選別・圧縮・梱包後、指定法人に搬出し、資源化している。

なお、おもちゃ、ハンガーなどの「プラスチック製品」については、可燃ごみとして分別収集し、焼却している。

(イ) 剪定枝の資源化

岐阜市では、家庭から発生する剪定枝の資源化に向け、分別収集について、検討を進める。

羽島市では、家庭から出る剪定枝を、緑ごみとして拠点回収を継続して実施する。

岐南町では、家庭から発生する剪定枝の資源化、分別収集を継続して実施する。

笠松町では、令和3年度から緑ごみの拠点回収を実施している。

(ウ) 高齢社会への対応

岐阜市と笠松町では、収集・運搬体制については、高齢社会に対応したサービスの提供についても検討する。

羽島市では高齢者のみの世帯等について、粗大ごみの戸別収集による自己負担額の一部を助成する補助制度を令和3年10月から開始した。また、福祉部門が、高齢者世帯や障がい者世帯等でごみ出しが困難な世帯に対するごみ出しサポートを実施している。

岐南町では、福祉部門と連携し、高齢者の単独世帯や障がい者世帯等、ごみ出しが不自由な世帯に対して戸別収集の制度を検討・実施する。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

各市町の事業系ごみについては、今後も生活系ごみの分別区分に準じて、収集、処分を行う。

主な施策は以下のとおりである。

(ア) 多量排出事業者への指導

岐阜市では、「事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」に基づき、大規模事業所や多量排出事業所に対し「一般廃棄物管理責任者」の選任と「一般廃棄物減量計画書」の提出を求め、減量指導を行う。

羽島市、岐南町、笠松町では、多量排出事業者に対し、減量化計画の作成指導を行う。

(イ) 搬入ごみのチェック体制

岐阜市では、事業系ごみ排出抑制を推進するため、収集運搬許可業者と連携し、焼却施設でのチェック体制を強化していく。

(ウ) 低公害車の導入

岐阜市では、収集車両について、引き続き低公害車の導入を進めるとともに、収集作業の安全と事故防止の徹底を図る。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状は、岐阜市において撫糸等の中小地場産業の産業廃棄物の処理を行っており、今後も引き続き処理を行う。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、下水道の整備が当分の間見込まれない地域に合併処理浄化槽の整備を進めていく。

し尿等の処理については、岐阜羽島衛生施設組合し尿処理施設の適正な維持管理に努める。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

岐阜羽島衛生施設組合では、地域の安定的なごみ処理体制の整備のため、次期ごみ処理施設の整備を進める。当該施設については、エネルギー回収の高度化を推進する。また、し尿等処理施設については、岐阜羽島衛生施設組合し尿処理施設の適正な維持管理に努める。

岐阜市では、岐阜市掛洞プラントの老朽化に伴う新施設整備を推進し、新たに建設するごみ焼却施設において、エネルギーの高効率回収を図る。また、岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設の解体跡地に、家電リサイクルステーションを整備する。

表7 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間	国土強勒化	プラ要件化の経過措置の適用事業
2	岐阜市次期クリーンセンター整備事業 (事業番号2)に係る基本設計等調査	基本設計等調査	未定	—	○
	岐阜市次期クリーンセンター整備事業 (事業番号2)に係る環境影響評価	環境影響評価	未定	—	○

(5) その他の施策

(ア) 再生品の利用促進

各市町では、再生品を長期安定的に有効利用し、現在のリサイクルシステムを維持・発展させるため、住民や事業者への再生品の利用促進の啓発、指導に努める。

また、岐阜市、羽島市、岐南町では、公共施設等で再生品を使用する等、行政自ら利用促進を図る。

(イ) メーカー等によるリサイクル

岐阜市では、家電リサイクル法対象機器やパーソナルコンピュータ等、メーカー等による廃棄物のリサイクルシステムが構築されているものについて、引き続き市民への啓発及び運用を促進していく。

(ウ) 小型家電の資源化を推進

岐阜市と羽島市では、小型家電（使用済み携帯電話等）の拠点回収を継続していく。また、回収品目について、他市町の状況等を勘案しながら検討していく。

岐南町では、ボックス回収による小型家電回収を継続するとともに、回収品目の拡大について検討する。

笠松町では、拠点回収を継続していく。

(エ) 情報発信等の機能強化

岐阜市の「芥見(あくたみ)リサイクルプラザ」、羽島市の「羽島市資源物ストックヤード」及び岐南町と笠松町の公共施設をごみの減量化、資源化、循環型社会構築のための情報発信等の拠点施設として活用する。

(オ) 不法投棄対策の強化

各市町では、不法投棄に対して、パトロール等監視制度を強化する。

岐阜市では、通報ダイヤル「不法投棄110番」を設置し、市民からの情報提供を促進する。

羽島市では、令和3年度から自治会への監視カメラの設置補助を実施している。

岐南町と笠松町では、監視カメラの活用を推進する。

(カ) 災害時の廃棄物処理に関する事項

岐阜市では、岐阜市災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の処理体制の確保を図る。

一次仮置場…市施設（一般廃棄物最終処分場跡地等）を候補地とする。

最終処分場…大杉一般廃棄物最終処分場とする。

羽島市では、羽島市災害廃棄物処理基本計画に基づき災害廃棄物の処理を行う。

仮置場…市施設（環境プラント・運動公園・須賀南公園・島第一公園・平方第一公園・平方第二公園・羽島中央公園）を候補地とする。

最終処分場…民間処理施設（三重中央開発株）を候補地とする。

岐南町では、平成24年2月に岐南町災害廃棄物処理計画を策定した。災害廃棄物処理についての検討を継続していく。

笠松町では、平成26年3月に笠松町災害廃棄物処理計画を策定した。災害廃棄物処理についての検討を継続していく。

(キ) 資源物持ち去り行為の対策を推進

羽島市と岐南町では、監視パトロールを実施し、笠松町では監視カメラを設置する等、資源物持ち去り行為の対策を継続していく。

(ク) 粗大ごみの処理に関する方策の検討

岐阜市では、平成10年10月より粗大ごみの有料化を実施している。また、粗大ごみを排出する際の市民の利便性向上を図るため、令和4年10月1日から、自己搬入に限りインターネットからの申し込み受付を開始した。

羽島市では、負担の公平性を図るため、令和3年10月から排出品目に応じ、粗大ごみの有料化を実施している。令和5年8月からインターネットからの申し込み受付を開始し、10月から従来の自己搬入に加え、戸別回収を開始した。

笠松町では、排出量に応じた負担の公平性のため、令和3年10月から粗大ごみの有料化を実施している。

(ケ) 持込施設の整備

笠松町では、粗大ごみを持ち込むことができる自己搬入施設を整備し、令和3年度より拠点回収を実施している。

(コ) 最終処分場確保の検討

笠松町では、最終処分場を有していないことから、地域内処分の原則や、安定した最終処分場の確保のため、様々な手段を講じて、検討を行う。

(サ) 生ごみの資源化の調査・研究

岐阜市では、それぞれの排出形態にあったルールづくりの調査・研究を行うとともに、民間活力を導入したシステムの調査・研究を行っていく。

(シ) 新たなりサイクル品目の研究

岐阜市と羽島市では、引き続き、リサイクルを推進するため、新たなりサイクルの対象品目について、研究を行う。

(ス) 適正処理困難物回収方法の研究

羽島市と笠松町では、現在は適正処理困難物としているものについて、適正処理する回収方法の研究を行う。

(セ) 清掃の日における環境美化運動の継続

岐南町では、奇数月の第3日曜日に実施している、住民と企業が自主的に参加する、環境美化活動である「清掃の日」を継続して実施する。

岐阜市では、環境美化について関心と理解を深めるため、5月30日及び11月の第3日曜日を「環境美化の日」とし、市民一斉清掃活動を実施している。

(ソ) 都市美化ごみ、事業系ごみの適正処理

岐阜市では、清掃活動等で集められたごみや事業系のごみに関しても、生活系ごみと同様の分別ルールに沿って適正に処理する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

各市町及び組合は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

各市町及び組合は、計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無及び解体施設の名称	廃焼却施設解体事業着手(予定)年月完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
ごみ焼却施設	エネルギー回収型 廃棄物処理施設	岐阜羽島衛生施設組合	未定	130t/日	令和9年3月	地元協定による	無		最大規模5~6m 地盤かさ上げ等の対策	—	
		岐阜市	未定	未定	未定	施設の老朽化による	無			—	
ストックヤード	東部クリーンセンター家電リサイクルステーション	岐阜市	手選別・保管	90m ²	令和6年3月	家電製品の資源化促進のため	無		施設は高台にあり浸水の危険はないが、緊急輸送道路までの道路一部が0.5~3.0mの浸水想定である。周辺の浸水による廃棄物搬入不可の場合、環境省所管の大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会へ処理要請を行う。	—	(岐阜市東部)

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表1

4. 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	
総人口		526,053	524,566	523,672	521,854	518,005	510,952
公共下水道	汚水衛生処理人口	390,557	392,214	393,607	393,980	394,615	406,200
	汚水衛生処理率	74.2%	74.8%	75.2%	75.5%	76.2%	79.5%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	45,789	47,752	48,240	48,213	48,020	52,655
	汚水衛生処理率	8.7%	9.1%	9.2%	9.2%	9.3%	10.3%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	89,707	84,600	81,825	79,661	75,370	52,097

※参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(別添2)

5. 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容(令和3年度)			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	岐阜市	4,953	23,203	S62	300	1,000	R10	
浄化槽設置整備事業	羽島市	3,383	19,543	H7.4.1	525	1,753	R10	

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したもの添付した。(別添4及び5)

施設概要(マテリアルリサイクル施設系)

都道府県名 岐阜県

(1)事業主体名	岐阜市
(2)施設名称	岐阜市東部クリーンセンターハートリサイクルステーション
(3)工期	令和5年度 (全体:令和4年度～令和5年度)
(4)施設規模	90m ²
(5)処理方式	手選別・保管
(6)地域計画内の役割 ※1	資源の有効利用
(7)廃焼却施設解体工事の有無	有 

「ストックヤード」を整備する場合

(8)ストック対象物	使用済家電製品
------------	---------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9)容器包装リサイクル 推進施設の内訳	
-------------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10)スラグの利用計画	
--------------	--

(11)総事業計画額※2	35,000 千円(全体:61,950 千円) うち、交付対象事業費 28,000 千円(全体:49,560 千円)
--------------	---

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

※2 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

施設概要(エネルギー回収施設系)

都道府県名 岐阜県

(1)事業主体名	岐阜羽島衛生施設組合		
(2)施設名称	エネルギー回収型廃棄物処理施設(未定)		
(3)工期	令和5年度～令和8年度		
(4)施設規模	130t/日		
(5)形式及び処理方式	ストーク式焼却炉、流動床式焼却炉、シャフト炉式ガス化溶融炉、流動床式ガス化溶融炉のいずれかの方式		
(6)余熱利用の計画	1 発電の有無	有 (発電効率 未定)	・ 無
	2 熱回収の有無	有 (熱利用率 未定)	・ 無
(7)地域計画内の役割 ※1	廃棄物の適正処理、エネルギーの高効率回収		
(8)廃焼却施設解体工事の有無	有	無	

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9)燃料の利用計画	
------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10)バイオガス 熱利用率	kWh／ごみt
(11)バイオガスの利用 計画	

(12)総事業計画額※2	20,328,891 千円 うち、交付対象事業費 12,607,382 千円
--------------	---

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

※2 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

施設概要(エネルギー回収施設系)

都道府県名 岐阜県

(1)事業主体名	岐阜市		
(2)施設名称	岐阜市次期クリーンセンター		
(3)工期	未定		
(4)施設規模	未定		
(5)形式及び処理方式	未定		
(6)余熱利用の計画	1 発電の有無 2 熱回収の有無	◎(発電効率 未定) ◎(熱利用率 未定)	・ 無 ・ 無
(7)地域計画内の役割 ※1	廃棄物の適正処理、エネルギーの高効率回収		
(8)廃焼却施設解体工事 の有無	有	◎	

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9)燃料の利用計画	
------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10)バイオガス 熱利用率	kWh/ごみt
(11)バイオガスの利用 計画	

(12)総事業計画額※2	(未定) うち、交付対象事業費 未定
--------------	-----------------------

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

※2 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

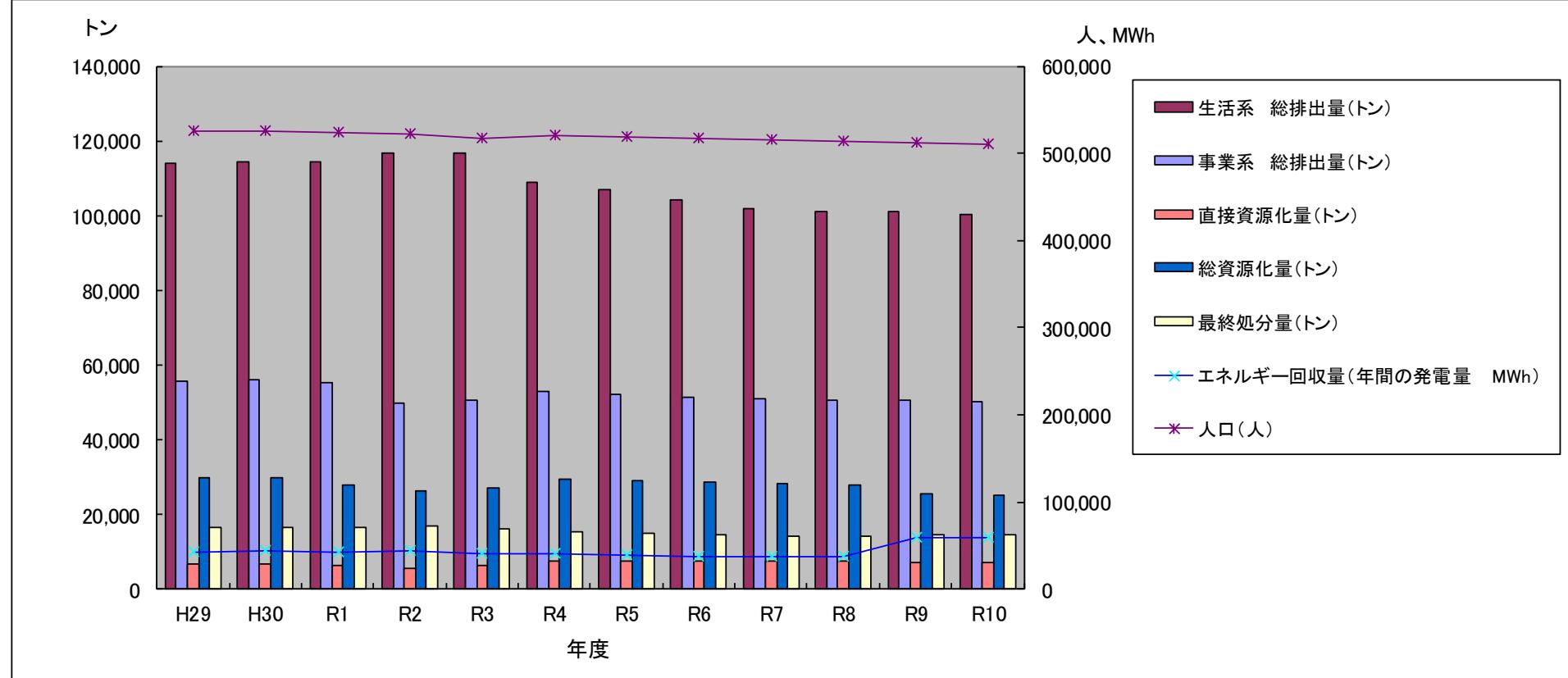
計画支援概要

都道府県名 岐阜県

(1)事業主体名	岐阜市	
(2)事業目的	岐阜市次期クリーンセンター整備のため	
(3)事業名称	岐阜市次期クリーンセンター整備事業 に係る基本設計等調査	岐阜市次期クリーンセンター整備事業 に係る環境影響評価
(4)事業期間	(未定)	(未定)
(5)事業概要	施設建設に必要な基本設計、実施計画、地質調査、用地測量を行う。	周辺環境に及ぼす影響の調査、予測、評価を行う。

(6)総事業計画額※1	(未定)	(未定)
-------------	------	------

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

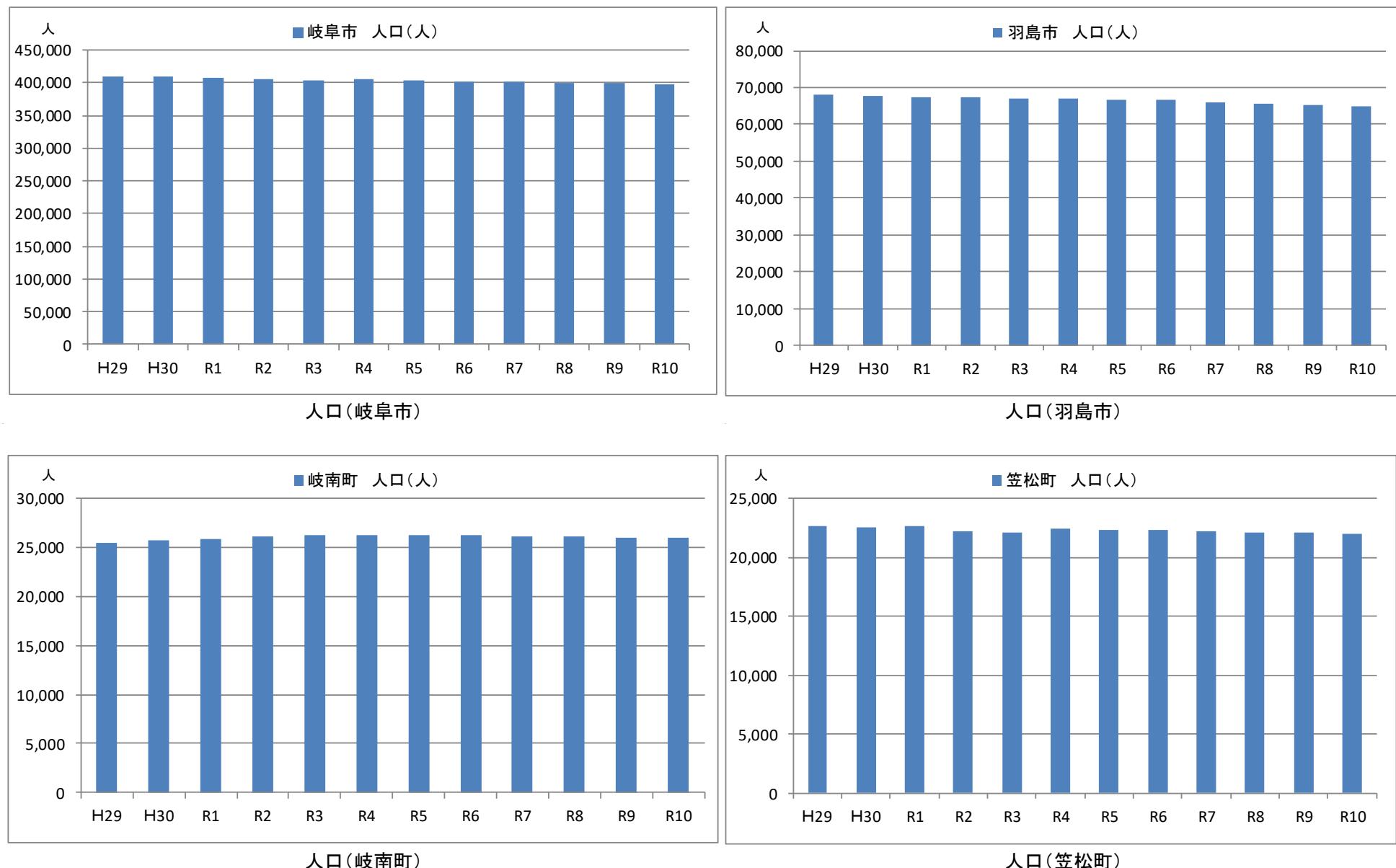


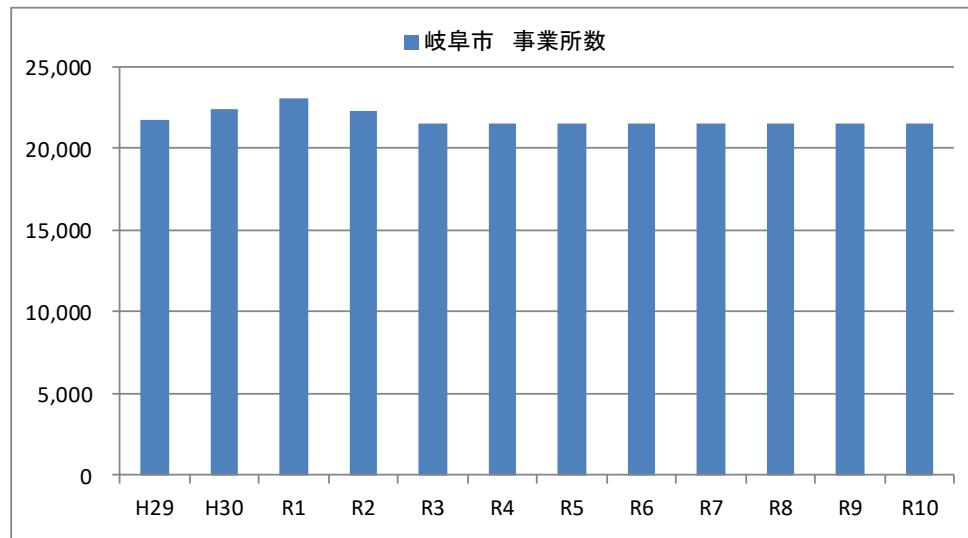
※「生活系 総排出量」は、集団回収量を除く。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
生活系 総排出量(トン)	114,197	114,291	114,381	116,829	116,736	108,921	106,804	104,135	101,732	101,291	101,161	100,521
事業系 総排出量(トン)	55,835	56,089	55,105	49,638	50,475	52,869	52,330	51,536	50,869	50,599	50,455	50,054
直接資源化量(トン)	6,666	6,748	6,415	5,608	6,316	7,316	7,338	7,322	7,323	7,343	7,309	7,257
総資源化量(トン)	29,660	29,713	27,995	26,199	27,209	29,302	28,971	28,519	28,154	27,868	25,573	25,241
最終処分量(トン)	16,591	16,564	16,386	17,034	16,196	15,173	14,908	14,561	14,247	14,193	14,727	14,631
エネルギー回収量(年間の発電量 MWh)	42,173	43,997	42,282	43,452	40,078	39,801	38,948	37,898	36,961	36,821	58,509	58,249
人口(人)	526,358	524,890	524,083	522,013	518,135	520,208	518,724	517,252	515,642	514,065	512,463	510,886

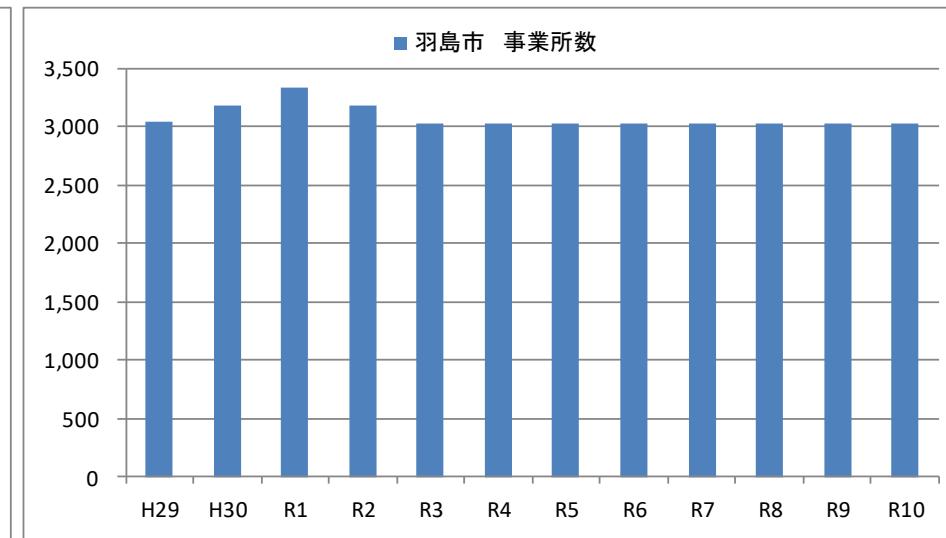
※「生活系 総排出量」は、集団回収量を除く。

主な指標のトレンドグラフ(一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標)

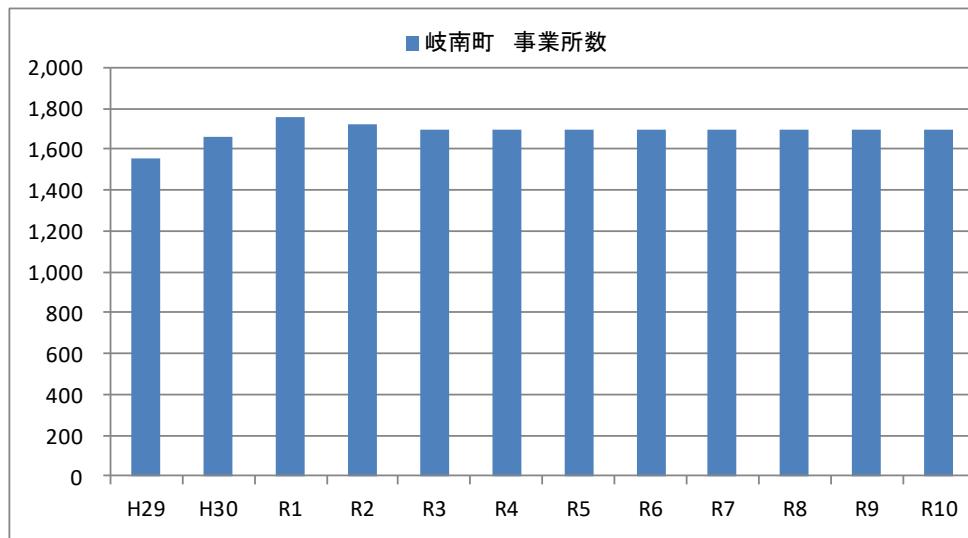




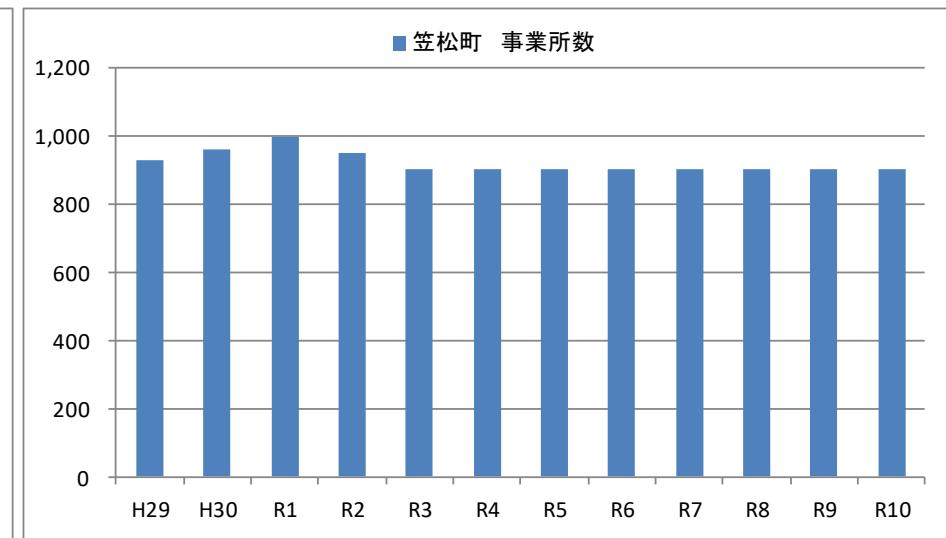
事業所数(岐阜市)



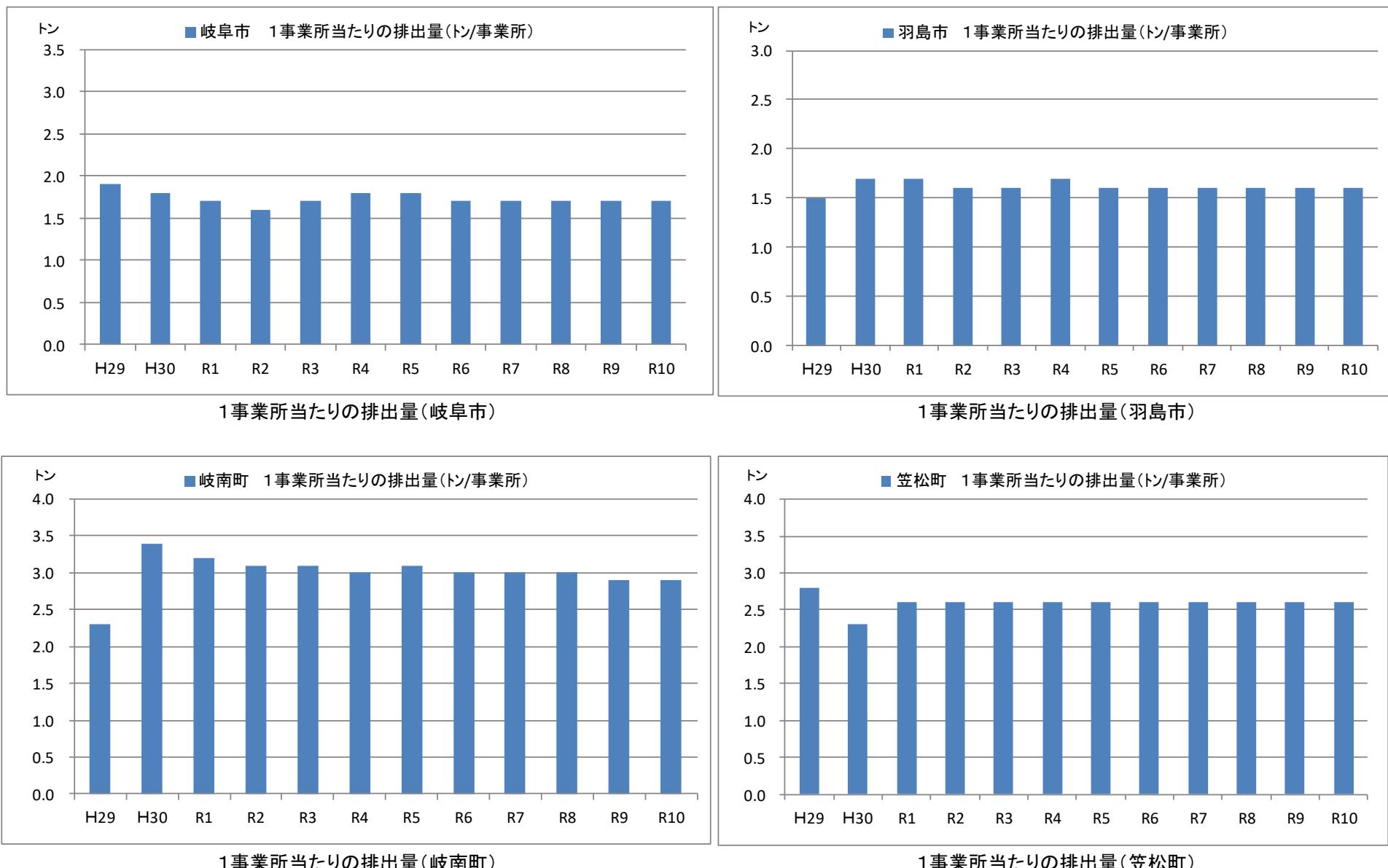
事業所数(羽島市)

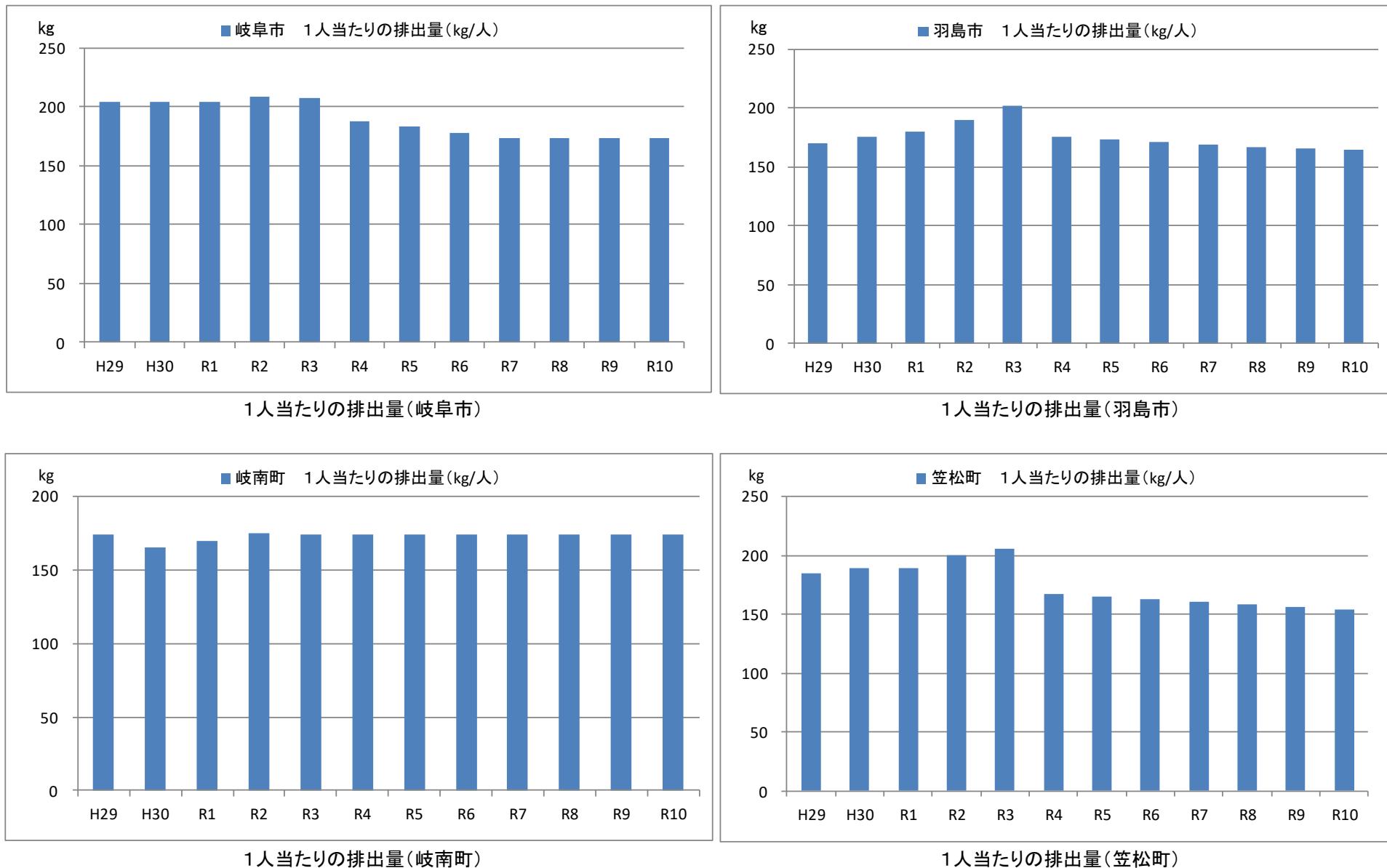


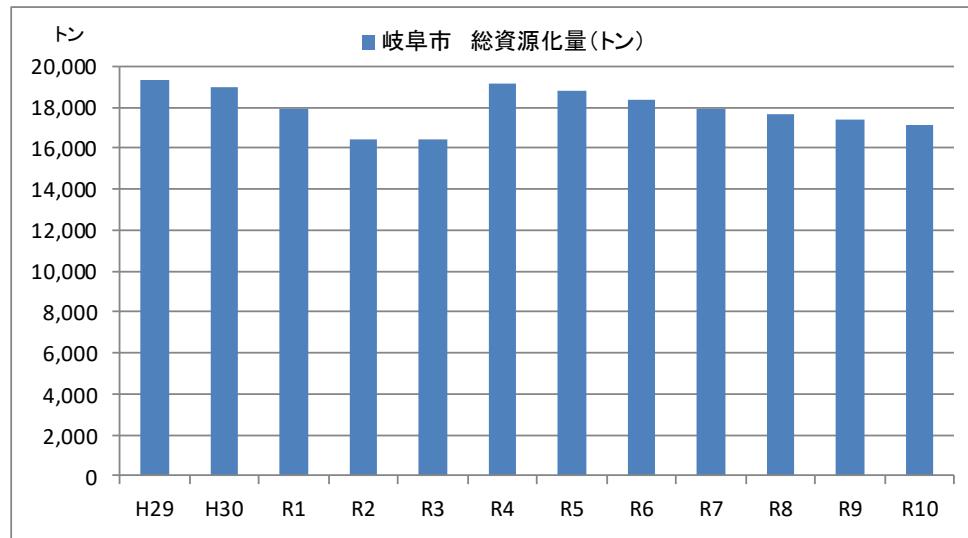
事業所数(岐南町)



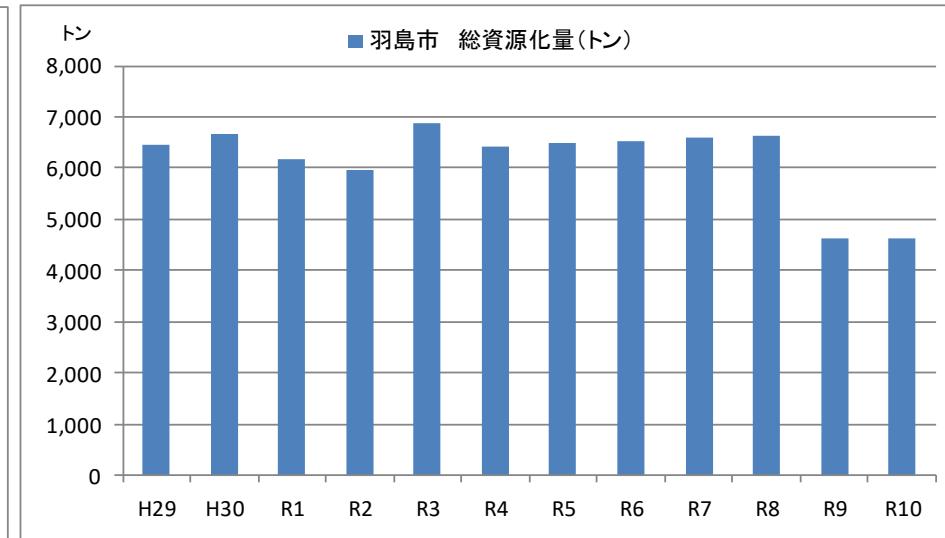
事業所数(笠松町)



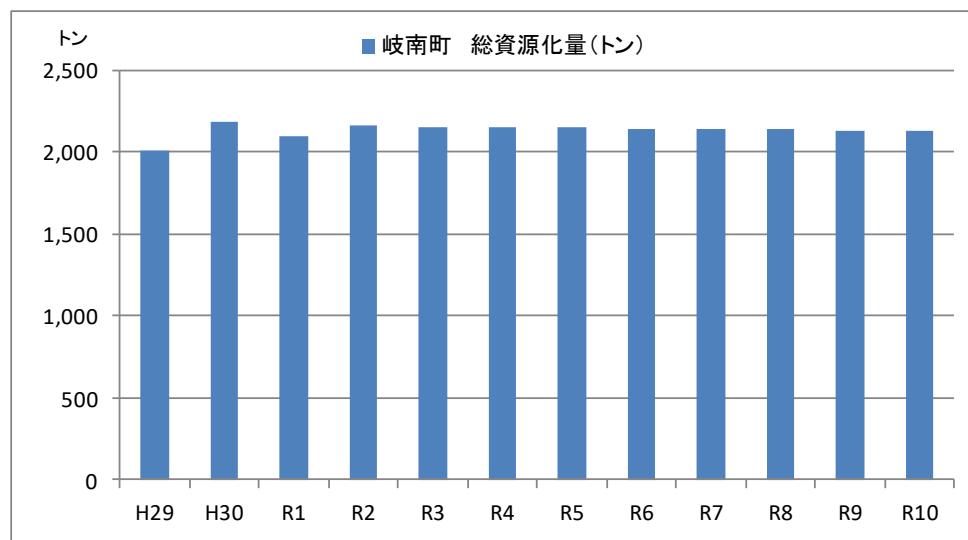




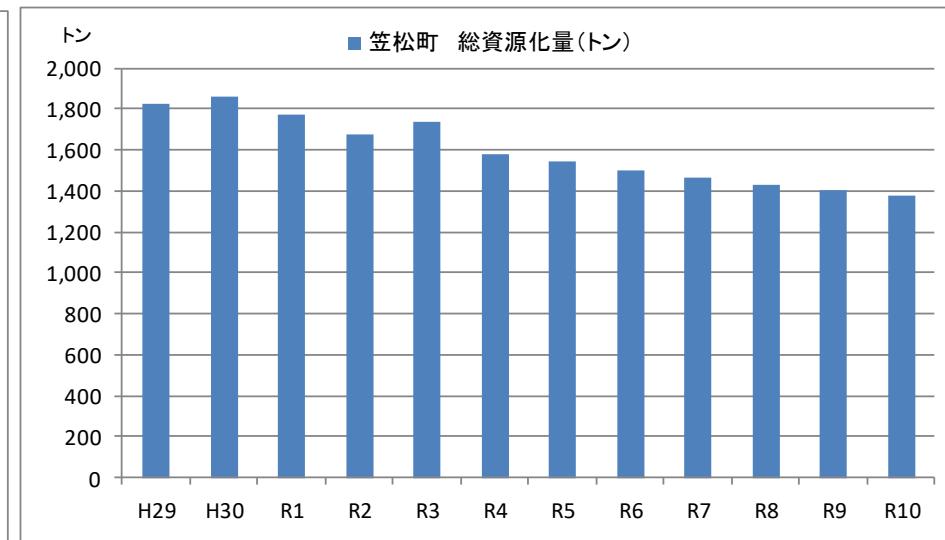
総資源化量(岐阜市)



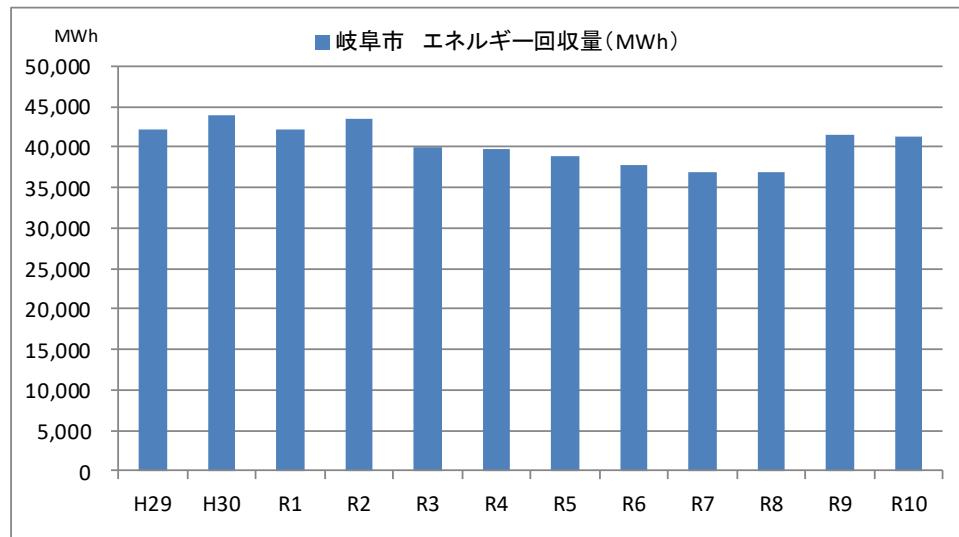
総資源化量(羽島市)



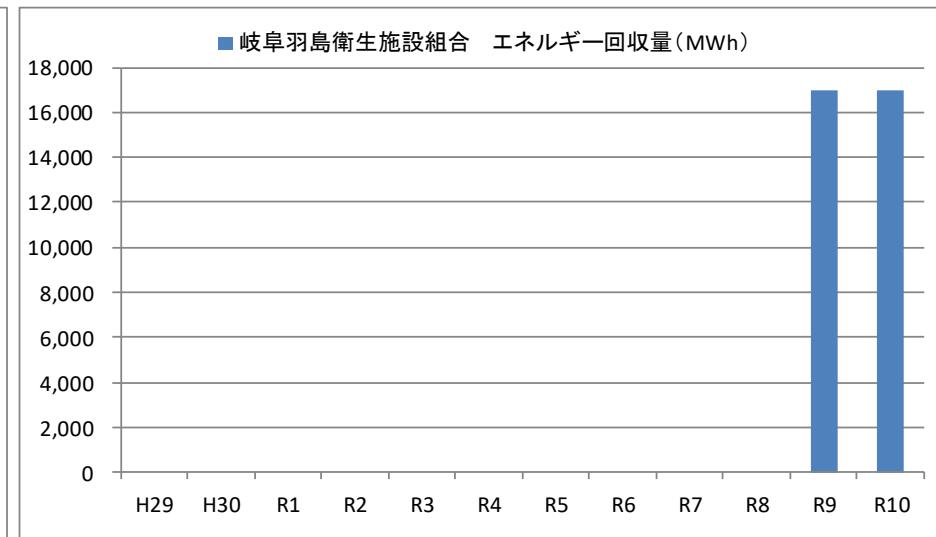
総資源化量(岐南町)



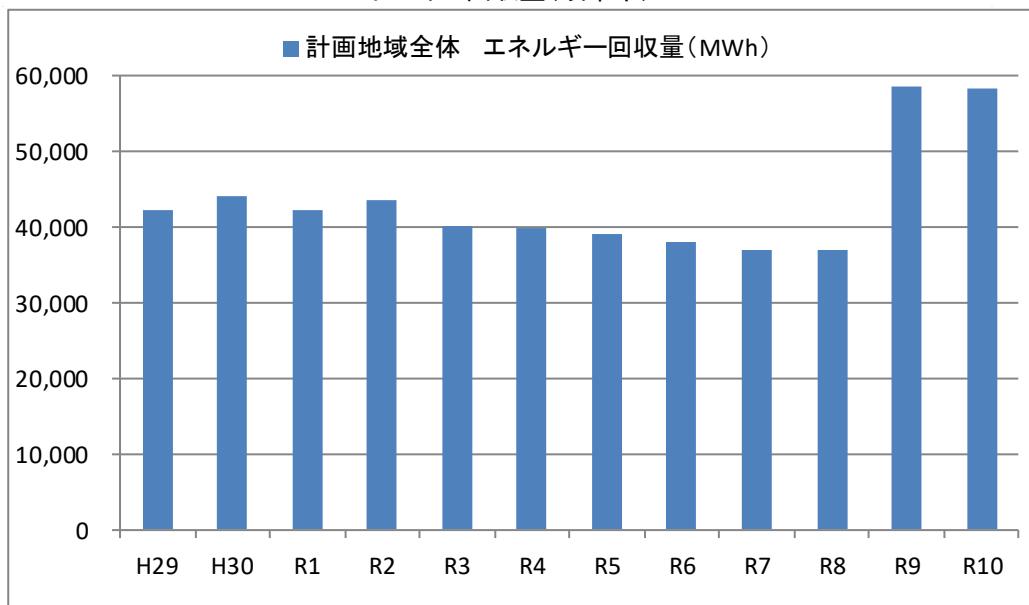
総資源化量(笠松町)



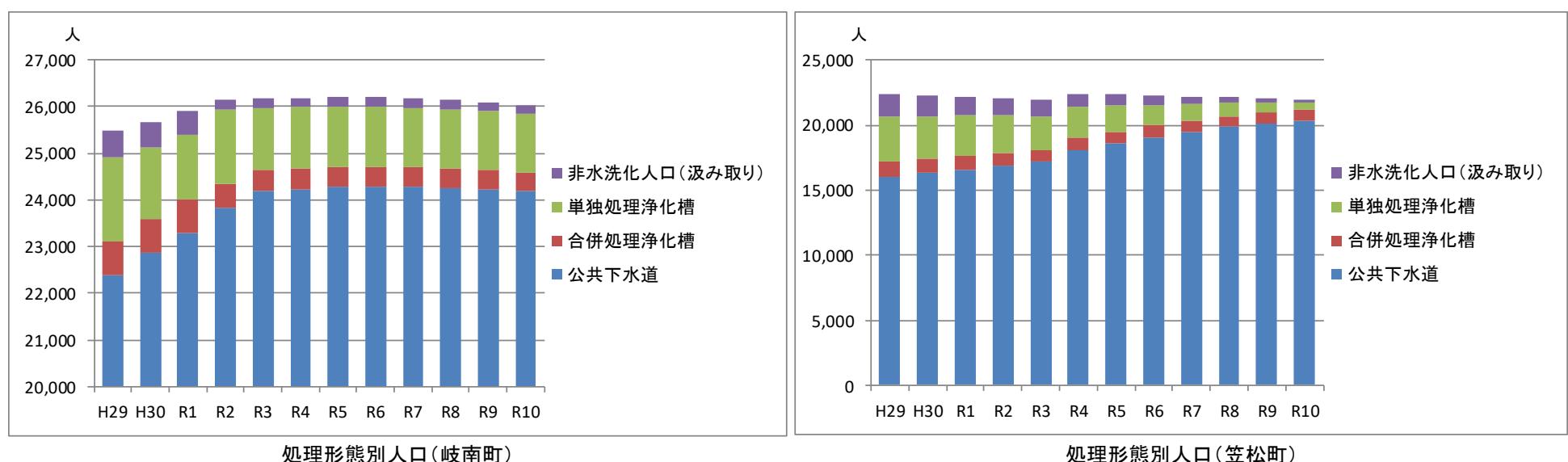
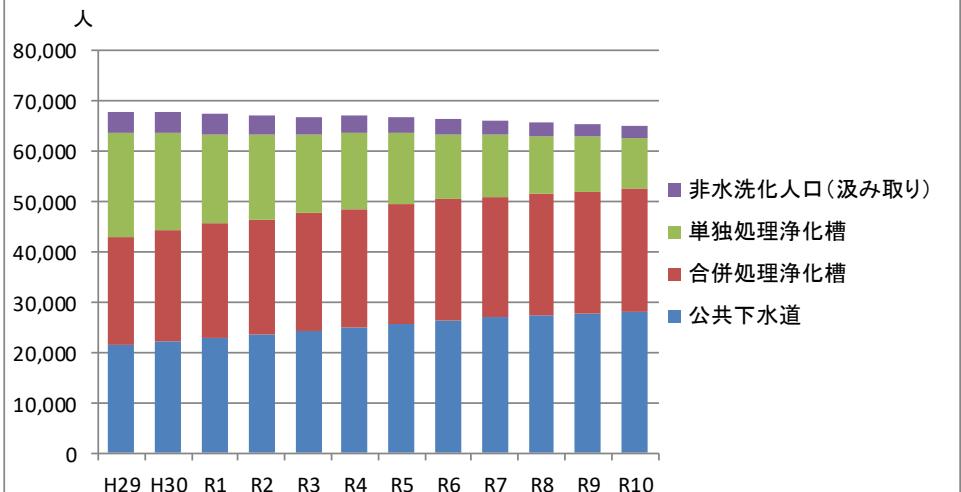
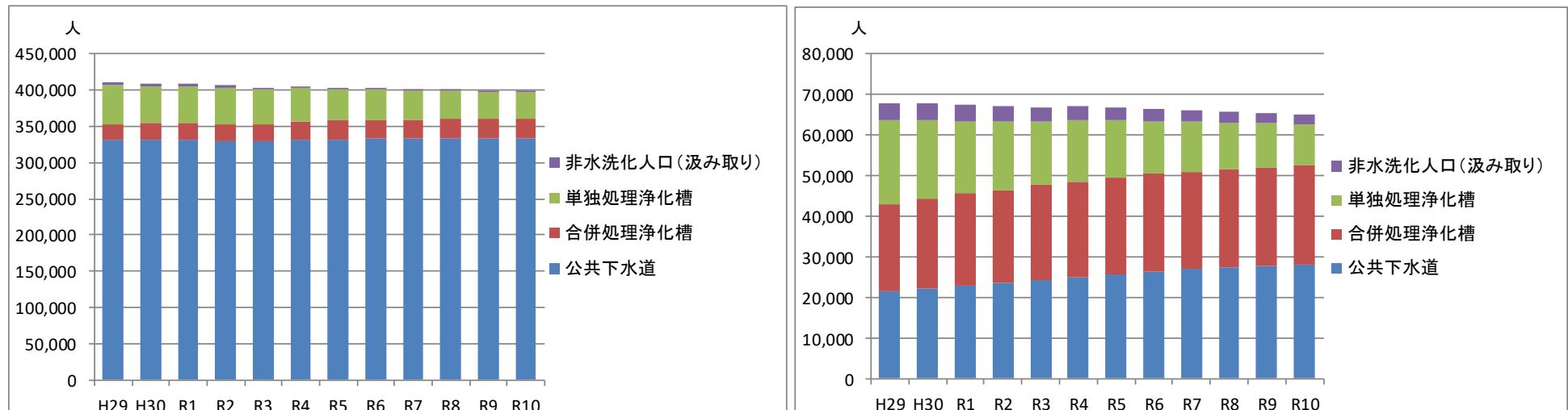
エネルギー回収量(岐阜市)

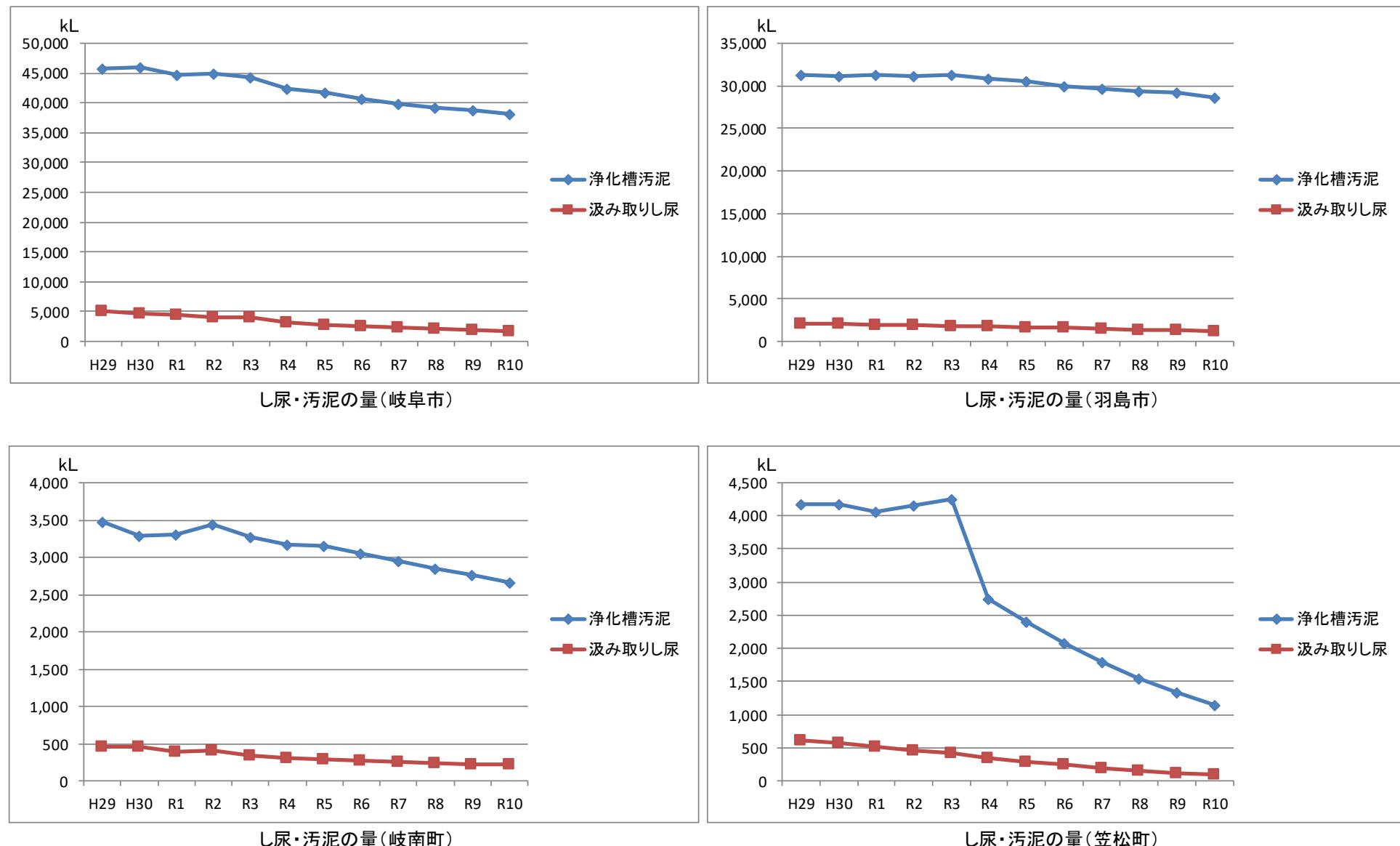


エネルギー回収量(岐阜羽島衛生施設組合)

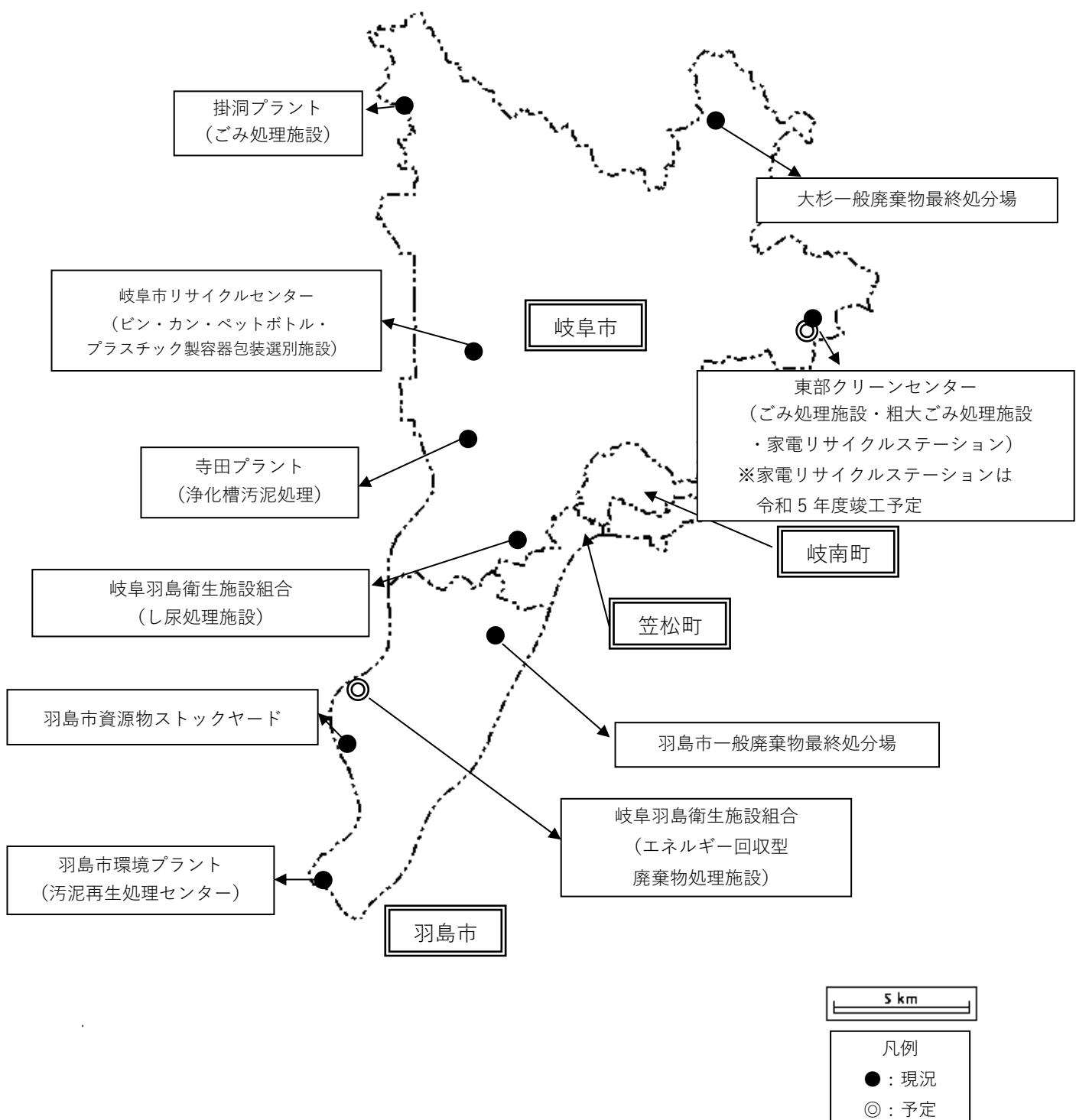


エネルギー回収量(計画地域体)

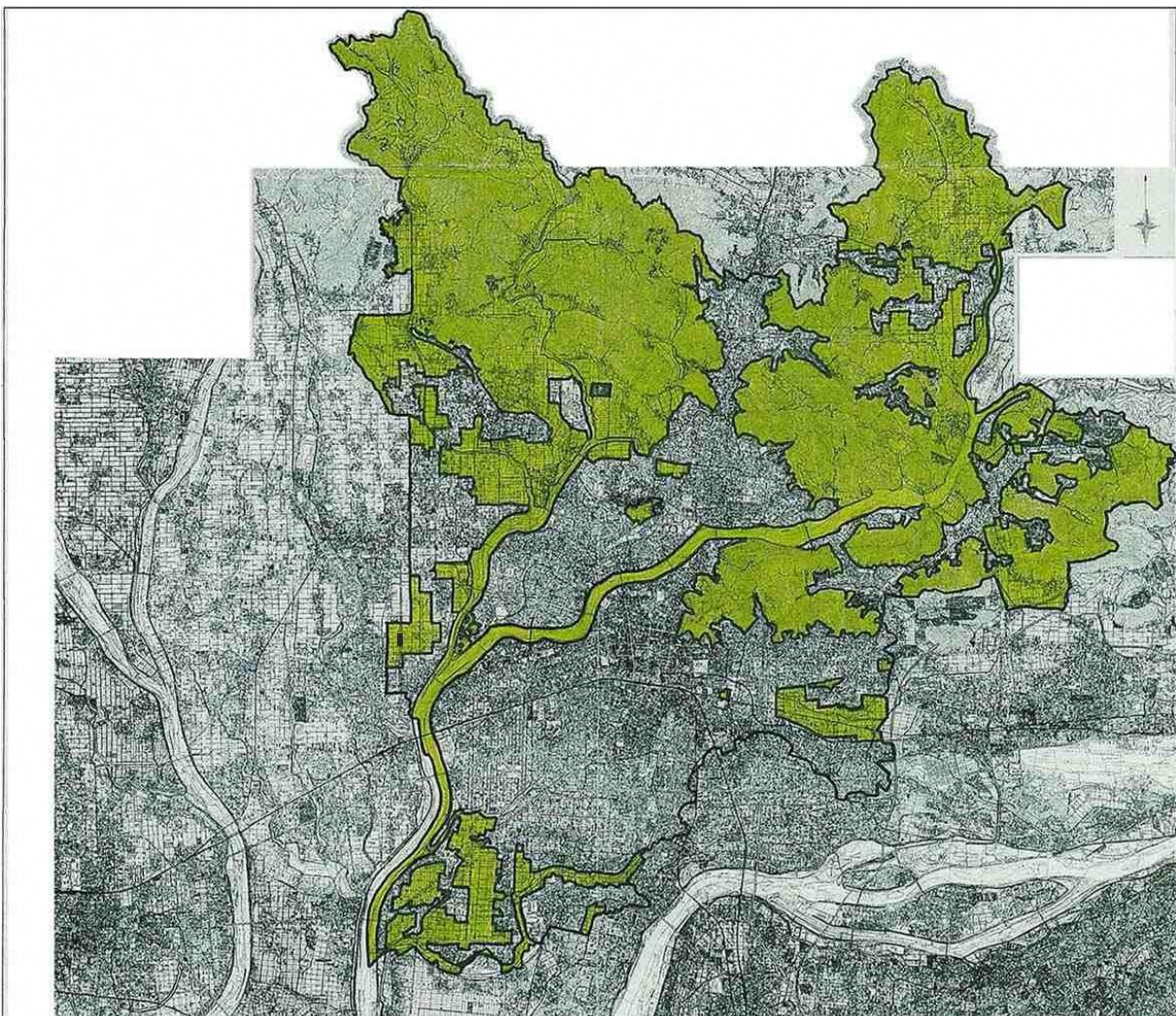




岐阜羽島地域 一般廃棄物処理施設配置図

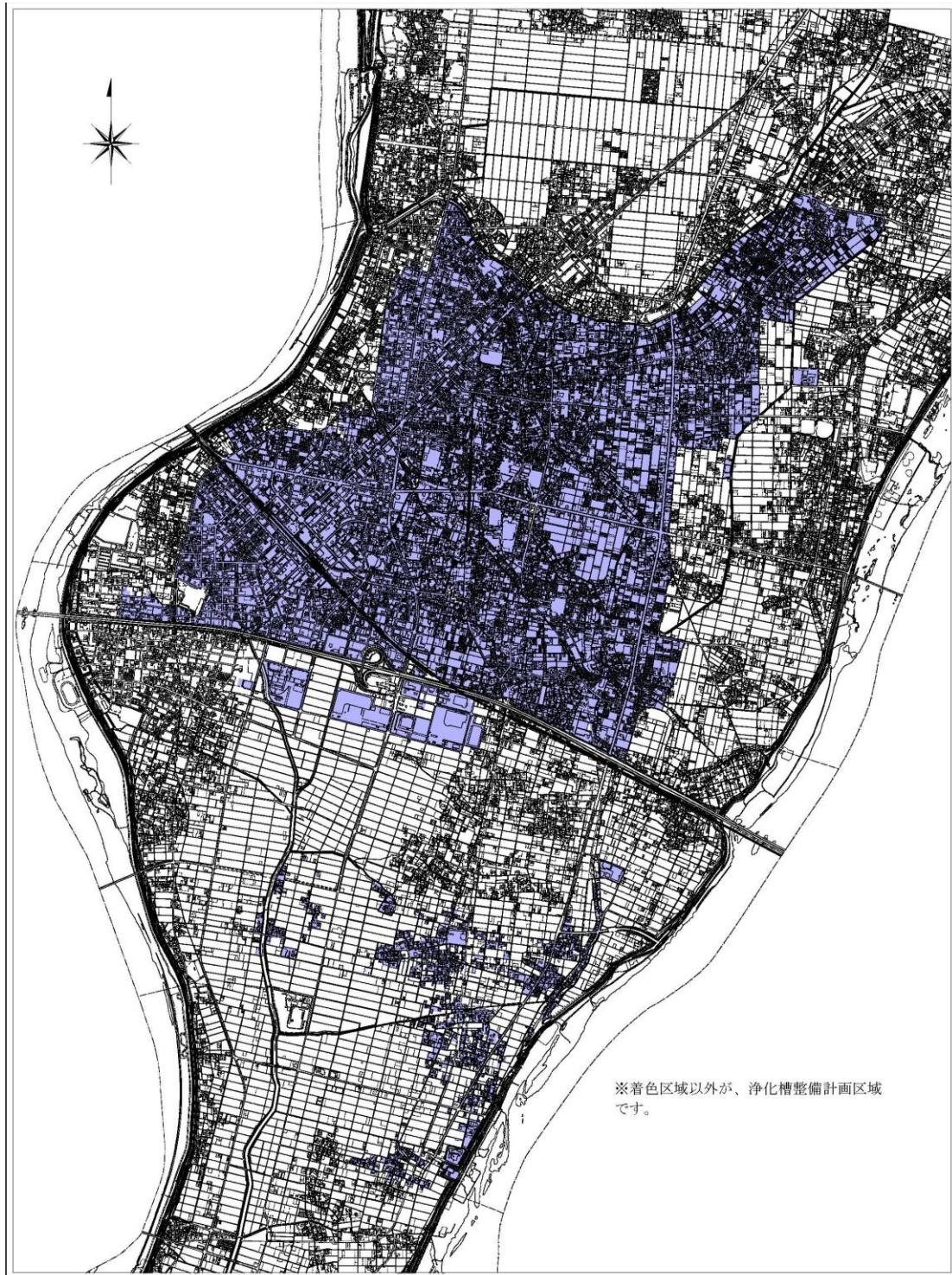


浄化槽整備区域図（岐阜市）



※着色区域が、浄化槽整備区域です。

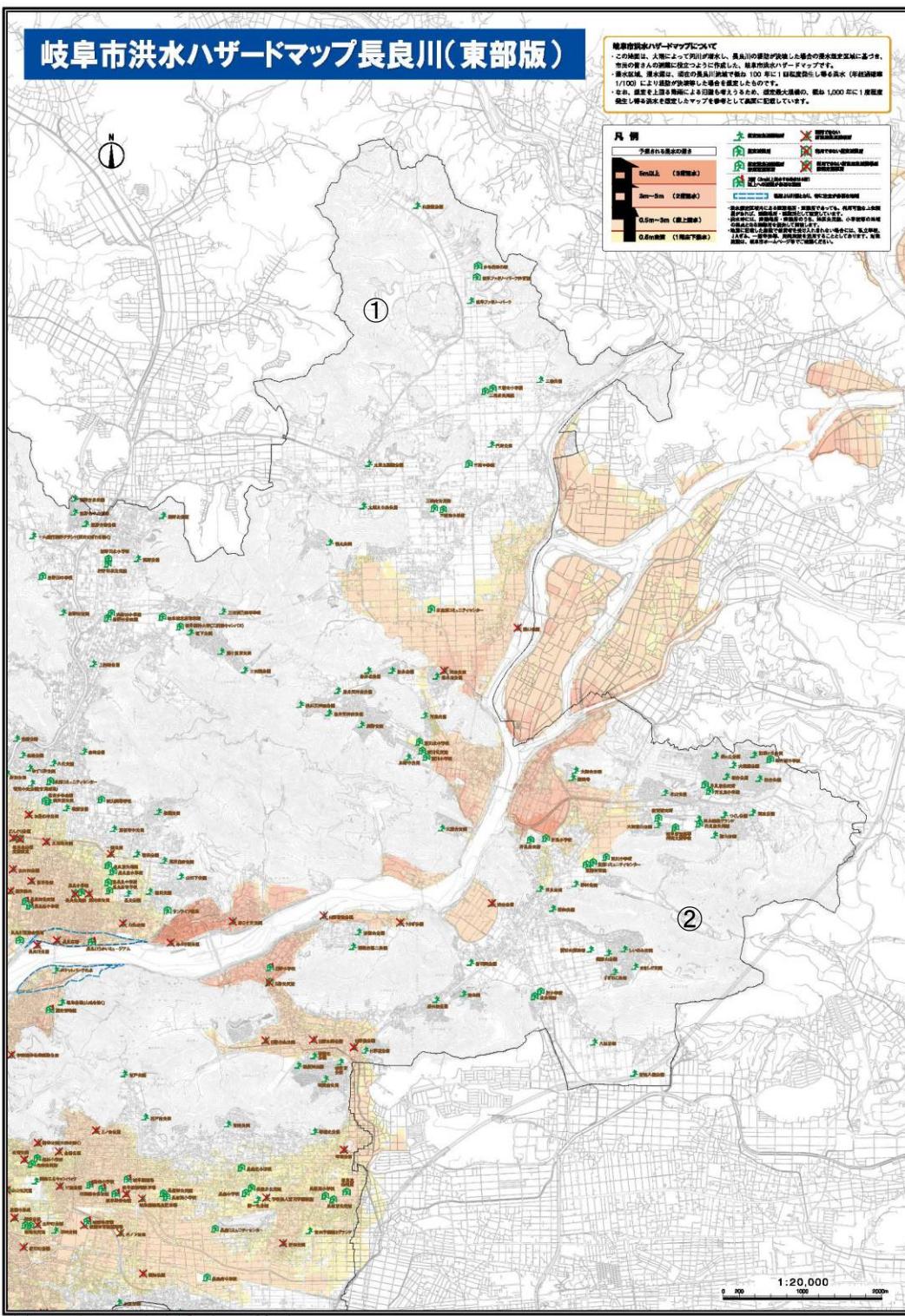
浄化槽整備区域図（羽島市）



※着色区域以外が、浄化槽整備計画区域です。

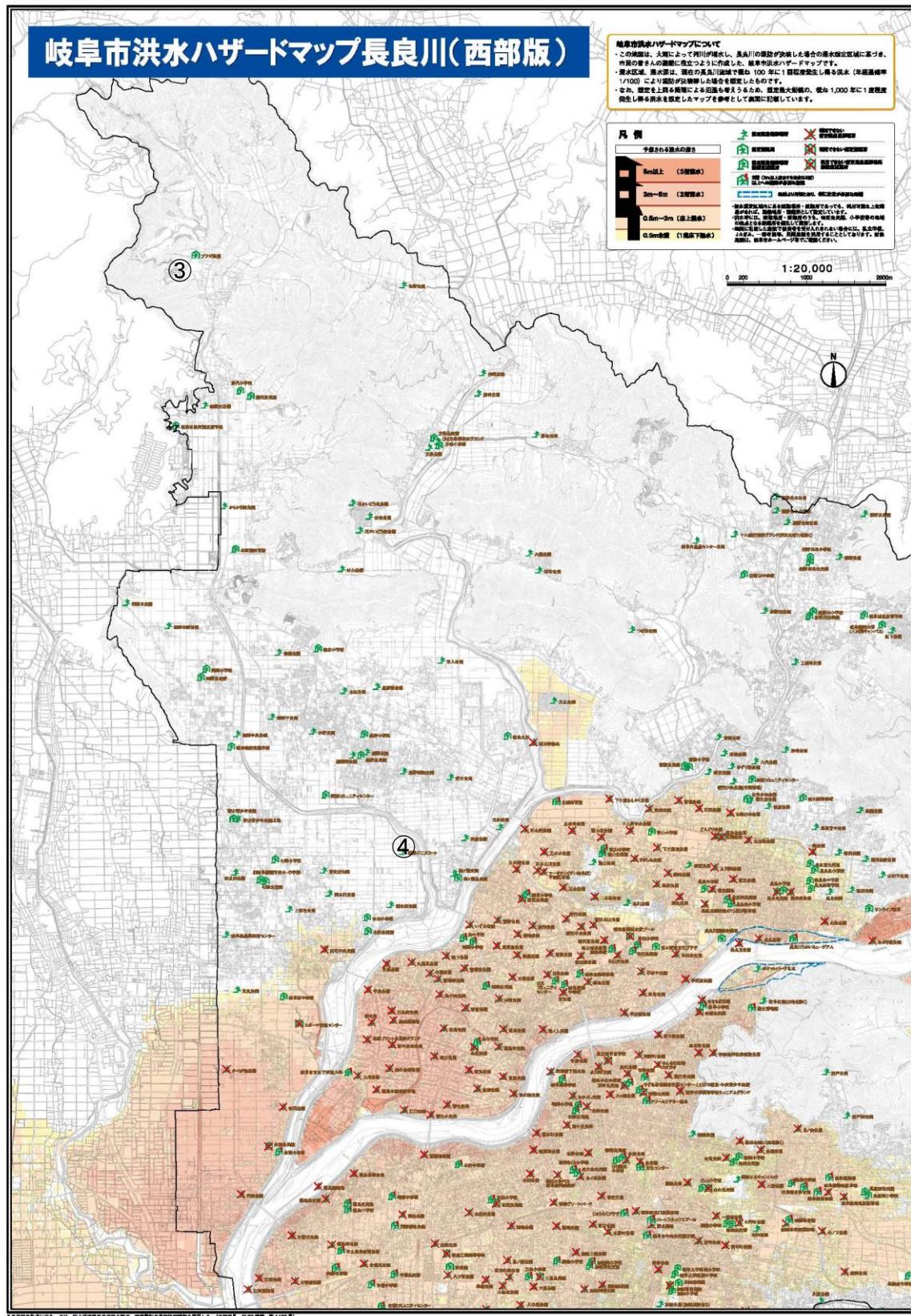
別添 6

廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ（岐阜市）



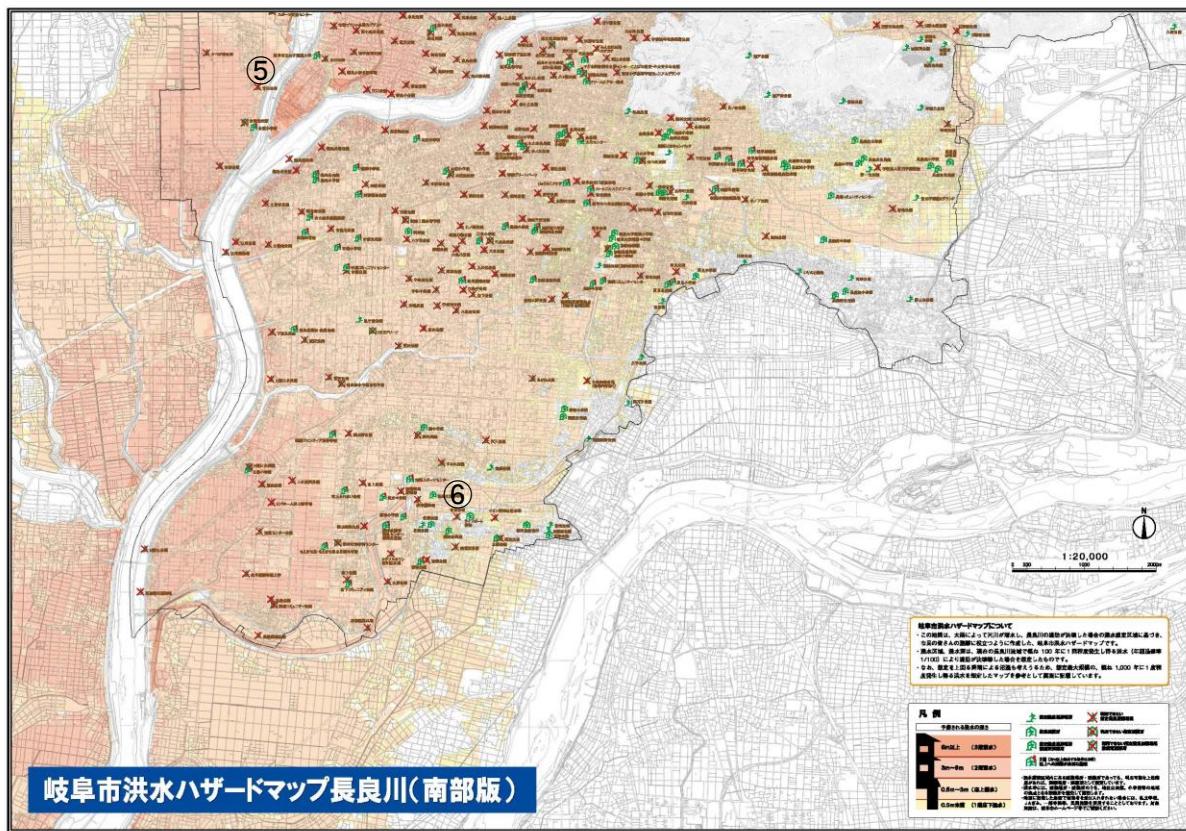
- ① 大杉一般廃棄物最終処分場
② 岐阜市東部クリーンセンター
(ごみ処理施設・粗大ごみ処理施設・家電リサイクルステーション)

廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ（岐阜市）



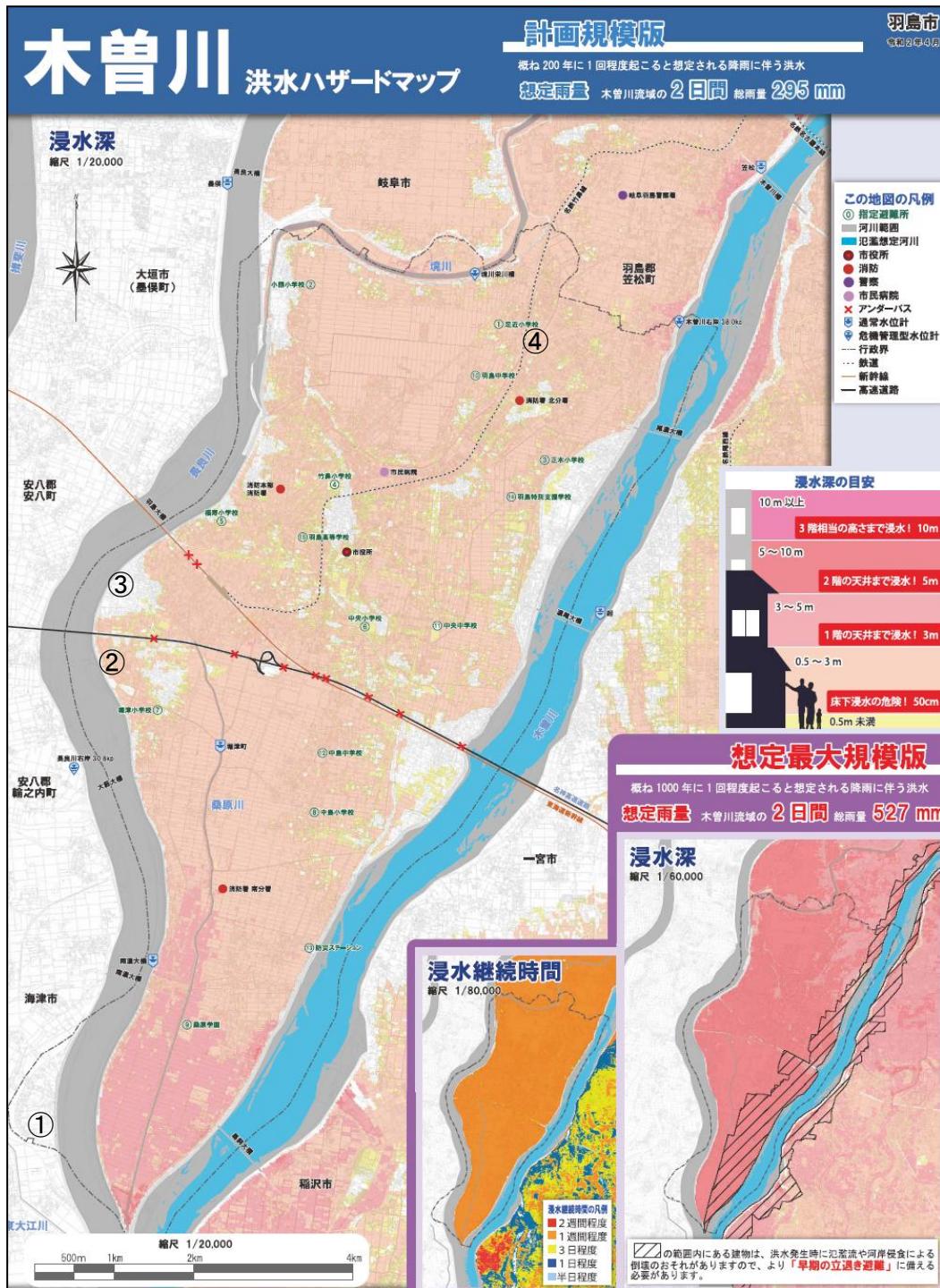
- ③ 岐阜市掛洞プラント（ごみ処理施設）
- ④ 岐阜市リサイクルセンター（BIN・カン・ペットボトル選別施設）

廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ（岐阜市）



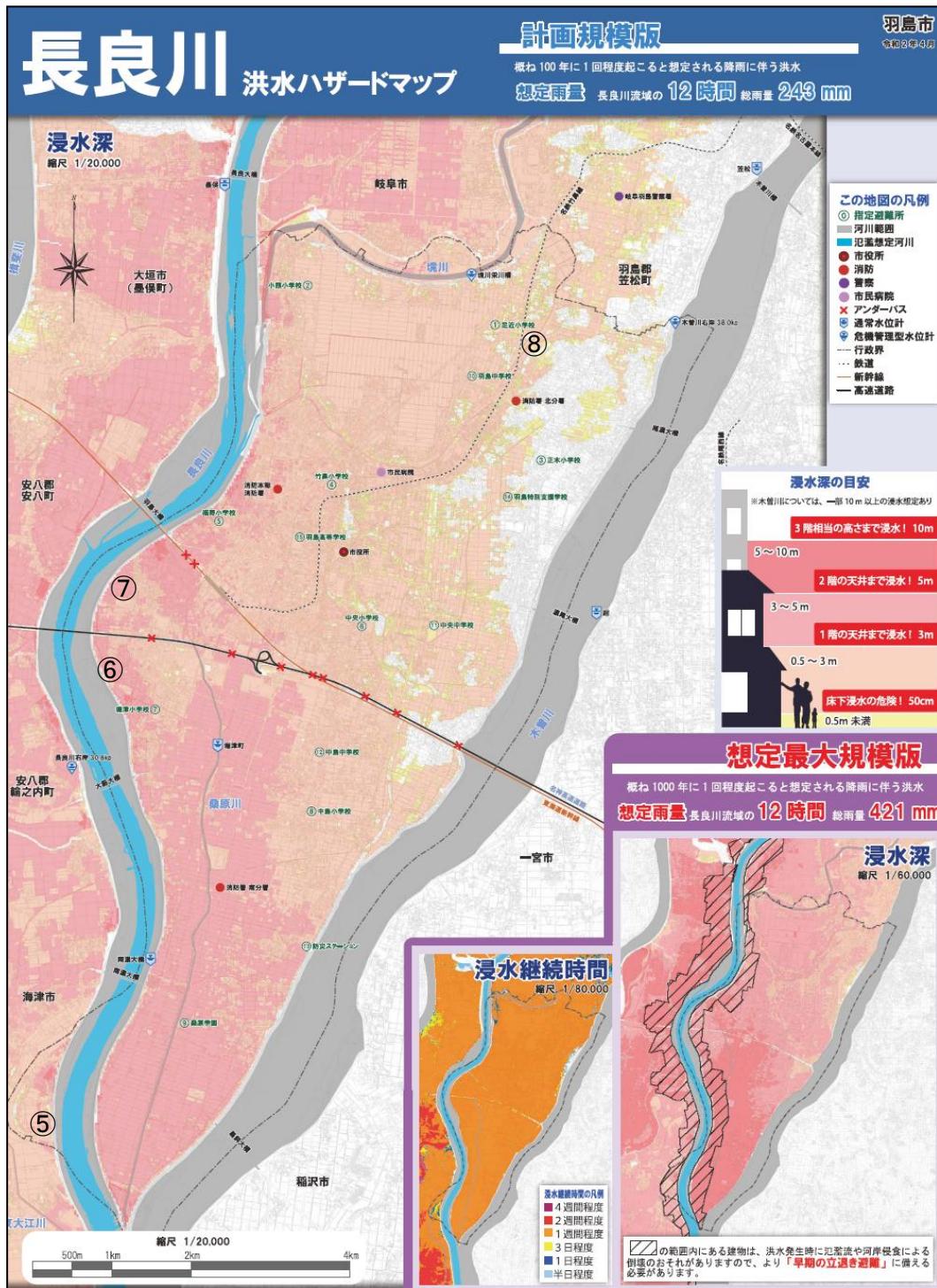
別添 7

廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ（羽島市）



- ① 羽島市環境プラント（汚泥再生処理センター）
- ② 羽島市資源物ストックヤード
- ③ 岐阜羽島衛生施設組合（エネルギー回収型廃棄物処理施設）【建設予定】
- ④ 羽島市一般廃棄物最終処分場

廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ（羽島市）



- ⑤ 羽島市環境プラント（汚泥再生処理センター）
- ⑥ 羽島市資源物ストックヤード
- ⑦ 岐阜羽島衛生施設組合（エネルギー回収型廃棄物処理施設）【建設予定】
- ⑧ 羽島市一般廃棄物最終処分場